



平野区地域防災計画

災害に強いまちづくりをめざして



大阪市平野区役所

令和8年3月31日改訂

はじめに

平野区では、地域防災力向上のため、区役所の取組みとともに、「自助」・「共助」を中心として区民の皆様に取り組んでいただきたい内容を記載した「平野区の防災の取組」を平成25年10月に作成しました。

その後、東日本大震災の教訓と南海トラフ巨大地震の被害想定により明らかとなった公助の限界を踏まえ、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」が修正されました。また、平成27年2月1日から「大阪市防災・減災条例」を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

この計画はこの間の経過を踏まえ、区地域防災計画としての「平野区の防災の取組」の内容を見直し、平成28年4月に改定を行いましたが、現行の大阪市地域防災計画等を踏まえ、時点修正を行いました。

自然災害をくい止めることはできませんが、災害に対し日頃から備えておくことで被害を最小限にとどめることができます。

区役所としましても、区民の皆様や事業者、自主防災組織が行う防災活動に対し、支援や協力を行うなど、様々な防災・減災の取組みを行い、安全で安心して暮らせるまちをめざしてまいります。

令和8年3月
大阪市平野区役所

本編

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 用語等の定義	1
3 計画の見直し	1
4 防災・減災の理念	1
第2章 平野区の特性	2
1 地域特性	2
2 人的特性	2
3 物的特性	4
第3章 災害想定・被害想定	5
第1節 地震	5
1 内陸活断層による地震	5
2 海溝（プレート境界）型の地震	8
3 大阪市域における地震による被害想定	10
第2節 風水害等	13
1 風水害	13
2 その他の災害	18
第4章 防災・減災の基本理念	19
1 基本理念	19
2 市民・事業者・大阪市の責務と役割	19
(1) 市民の責務・役割	19
(2) 事業者の責務・役割	20
(3) 大阪市の責務・役割	20
第5章 自助	21
1 日頃からの備え（家庭で準備できること）	21
(1) 家族で防災について話し合う	21
(2) 家の安全対策	24
(3) 非常持ち出し品と非常準備品を備えよう	25
2 地震が起きたら	28
(1) 自分や家族の身を守る行動	28
(2) 揺れがおさまった後にとる行動	29
3 風水害に対する備え	30
(1) 事前の備え	30
(2) 気象情報に注意する	30
(3) むやみに外出しない	30
(4) 避難情報の理解と自宅浸水想定の確認	31
(5) 避難が必要な場合は早めの避難を心がけましょう	33

4	避難の考え方	34
	(1) 在宅避難	34
	(2) 親戚・知人宅へ避難	34
	(3) 避難所等へ避難	35
第6章	共助	35
	(1) 地域・隣近所の支え合い、助け合い	35
	(2) 地域の防災活動	36
	(3) 要配慮者への心配り	37
	(4) 避難所生活	38
	(5) 事業者の取組み	41
第7章	公助	43
1	地域防災力の強化	43
	(1) 自主防災活動の促進・支援	43
	(2) 地域防災リーダーの育成	43
	(3) 避難行動要支援者等への支援	43
	(4) 無線機の配備と定期的な通信訓練の実施	44
	(5) 事業所や関係機関等との連携促進	44
2	避難・安全対策	44
	(1) 避難所・避難場所の確保	44
	(2) 災害時避難所案内誘導板の整備	45
	(3) 避難生活環境の整備・要配慮者への避難支援	45
3	防災意識の醸成・知識の普及啓発	46
第8章	避難情報	47
1	河川に関する情報	47
	(1) 河川に関する情報	47
	(2) 避難指示等の発令基準と対象区域	47
2	災害時における区役所の体制	47
	(1) 設置基準	47
	(2) 区災害対策本部の組織	48
	(3) 動員体制	51
	(4) 自動参集基準	51
	(5) 区災害対策本部の機能強化	52
3	災害時の区役所の活動	52
	(1) 広報活動（情報収集・発信・伝達）	52
	(2) 通信運用計画	54
	(3) 飲料水・食料・生活関連物資の供給計画	54
	(4) 医療・救護計画	54
	(5) 遺体仮収容（安置）の設置	55
	(6) 外国人住民への広報・広聴	55
4	避難所の開設基準	56

5	防災関係機関の災害時の役割	57
	(1) 区役所	57
	(2) 消防署	57
	(3) 警察署	57
	(4) 建設局工営所（道路管理者）	57
	(5) クリアウォーターOSAKA株式会社（下水道関係）	57
	(6) 建設局公園事務所（公園管理者）	58
	(7) 環境局環境事業センター	58
	(8) 水道局	58
	(9) 区社会福祉協議会	58
	(10) 大和川右岸水防事務組合	58
	(11) 防災協力企業	58
6	学校と連携した取組み	60
	(1) 防災関連情報の共有	60
	(2) 地域とのつながり支援	60
	(3) 防災・減災教育（防災訓練）の支援	60
	(4) 災害時避難所としての学校の役割	60

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画（共通編）1-4の規定に基づき、平野区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる基本的な事項について、区の地域特性及び実情に応じて定める計画であり、平野区役所（以下、「区役所」という。）及び防災関係機関が相互に協力するとともに、区民等、事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、区民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とするものです。

2 用語等の定義

この計画における用語の意義は、大阪市地域防災計画の例によるものとします。

3 計画の見直し

区役所及び防災関係機関は、この計画に基づき、平野区域における効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努め、区役所は、この計画を随時見直し、必要があるときは、改定を行うものとします。また、女性や高齢者、障がい者、ボランティア団体、外国にルーツのある等、多様な主体の参画促進に努めます。

4 防災・減災の理念

大阪市では、大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、本市のすべきこと、市民・事業者にしていただきたいことを責務として明文化した「大阪市防災・減災条例」を平成27年2月1日から施行しています。これまでの大きな災害を教訓に防災対策として、自主防災活動の促進等のソフト対策や、施設の耐震化等のハード対策に取り組んできていますが、今後想定されている大規模災害に対して、人的被害、物的被害を最小限にとどめるためには、本市のみで対処することに限界があります。防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、本市をはじめとした行政による「公助」だけでなく、市民、事業者、地域の関係者による「自助」「共助」による取組みの促進を図っていく必要があります。

第2章 平野区の特徴

1 地域特性

平野区は大阪市の東南部に位置し、東は八尾市、西は東住吉区、南は松原市、北は生野区及び東大阪市に接しています。全般的には住居地域としての色合いが強いものの、南部には公営住宅や中高層住宅が建つ比較的新しい町並みの中に農地や遺跡が存在し、中央部は古い家々や神社・仏閣があり、北部には工業地域としての性格を有するバラエティーに富んだまちです。

2 人的特性

区の人口は、平成27年の国勢調査結果では、総数196,633人、世帯数88,854世帯、65歳以上の単身者数14,720人であったのが、令和2年の国勢調査結果では、総数192,152人、世帯数は92,747世帯、65歳以上の単身者数16,366人となっていることから、人口は減少しているものの、65歳以上の単身者数が増加していることがわかります。

年齢別人口

区分	人数	総人口に対する割合
0～14歳	21,032人	10.9%
15～64歳	111,618人	58.1%
65歳以上	53,440人	27.8%
不詳	6,062人	3.2%
総人口	192,152人	

(令和2年国勢調査集計)

独居高齢者人口

区分	人数	総人口に対する割合
60歳以上	18,699人	9.7%
65歳以上	16,366人	8.5%

(令和2年国勢調査集計)

※年齢別人口をみると、65歳以上が総人口の約4人に1人以上を占めています。

※15歳未満は総人口の約1割となっています。

※独居高齢者が総人口の約1割を占めています。

小学校区別人口及び世帯数

学校区名	世帯数	人数
平野区計	92,872 世帯	192,152 人
喜連	3,849 世帯	8,054 人
平野西	6,209 世帯	12,147 人
平野	7,062 世帯	14,412 人
長吉	4,608 世帯	10,131 人
瓜破	4,357 世帯	9,634 人
加美	5,257 世帯	11,009 人
加美南部	4,804 世帯	10,076 人
平野南	4,579 世帯	9,874 人
長吉東	4,984 世帯	9,946 人
喜連西	4,613 世帯	9,222 人
長吉南	2,955 世帯	5,839 人
瓜破北	4,252 世帯	8,681 人
長原	2,378 世帯	4,958 人
喜連東	3,754 世帯	7,516 人
瓜破東	3,433 世帯	6,497 人
加美北	5,857 世帯	11,951 人
長吉出戸	4,158 世帯	8,899 人
瓜破西	1,860 世帯	4,506 人
喜連北	3,245 世帯	7,115 人
加美東	3,406 世帯	7,129 人
川辺	2,134 世帯	4,763 人
新平野西	5,118 世帯	9,793 人

令和2年国勢調査小学校区別集計

区内 22 小学校区別人口及び世帯数の構成みると、区の中心に位置する平野小学校区で人口が多いことがわかります。

3 物的特性

平野区には古い住宅街が多く、木造住宅が密集しているため、地震や火災時にリスクが高まります。また、多くの歴史的建造物や老朽化した建物が存在し、それらの建物は耐震性が低い場合が多いです。交通の便が良い Osaka Metro 谷町線や JR 大和路線が通っていますが、これらのインフラも災害の影響を受けやすいです。

さらに、平野区を流れる河川（大和川など）があり、水害リスクが存在します。商業施設や公共施設も点在しており、災害時には多くの人が集まる可能性があります。古く、古い住宅街では道幅が狭い場所が多く、緊急時の避難や救助活動が難しくなることが懸念されます。

防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地と古い住宅の割合

平野上町 1～2 丁目、平野東 1～3 丁目、平野本町 1～5 丁目



区名 住宅の種類 構造	a)総数	建築の時期				
		昭和45年 以前	昭和46年 ～ 55年	昭和56年 ～ 平成2年	平成3年 ～ 7年	平成8年 ～ 30年9月
(住宅の種類)						
専用住宅	88,640	8,730	11,490	17,100	6,800	35,460
店舗その他の併用住宅	1,730	320	320	180	80	560

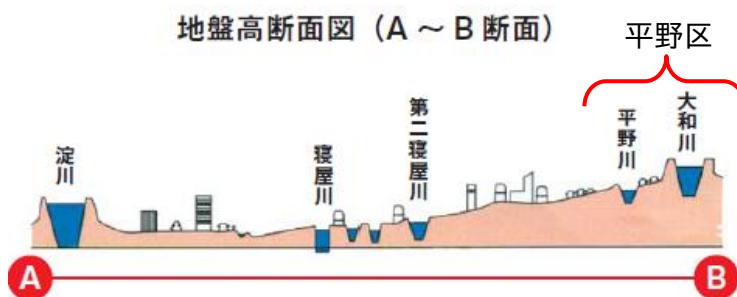
※「密集住宅市街地整備のための補助事業パンフレット」より抜粋

※平成 30 年土地・住宅統計調査より引用・一部加工

平野区内住宅のうち、22.8%が旧耐震基準住宅

※大阪市平均 21.1%

平野区と大和川の位置関係



区内市街地の多くが大和川と比べて低地になっている

水害リスク高

第3章 災害想定・被害想定

第1節 地震

1 内陸活断層による地震

内陸活断層地震とは、陸地の地下（ユーラシアプレートの内部）で活断層がずれて起こる地震です。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）がその代表例です。

（特徴）

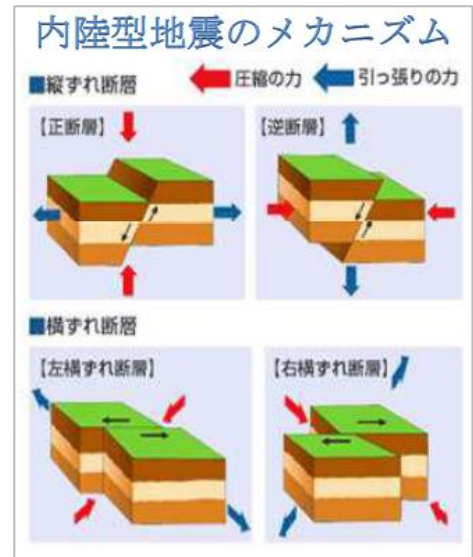
- ・揺れている時間が短い（10秒から数十秒）
- ・震源が浅いため、断層の近くでは揺れが激しい
- ・千年から1万年程度の間隔で発生する

（1）区域に影響を与える地震

陸域で発生する地震では、上町断層帯地震が区域に影響を与える内陸活断層地震の中で最も発生確率が高く、被害も甚大になると想定されています。

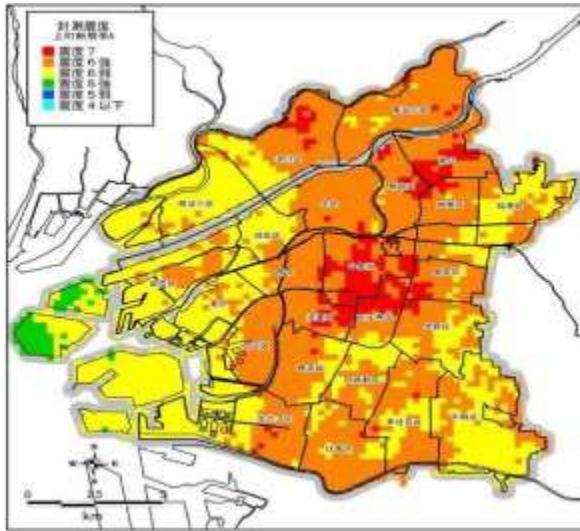
上町断層帯は、豊中市から大阪市域の中心部を通り、岸和田市にまで至る長さ約42kmの活断層です。他にも右図の様な活断層が知られています。

- ・上町断層帯地震
- ・生駒断層帯地震
- ・有馬高槻断層帯地震
- ・中央構造線断層帯地震



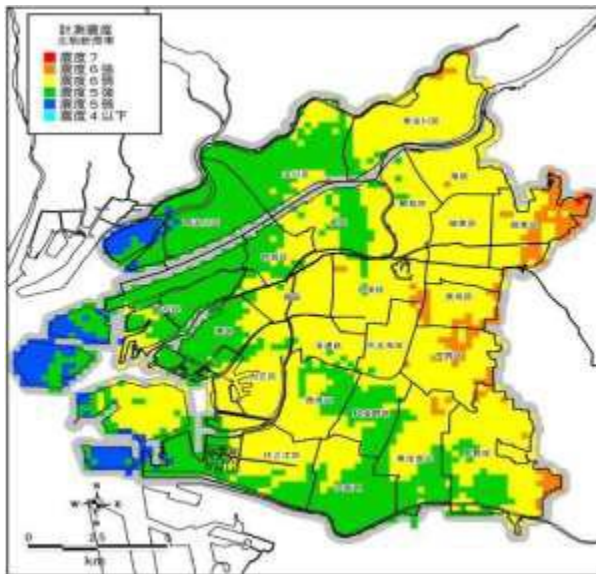
① それぞれの断層帯における震度分布

【上町断層帯地震】



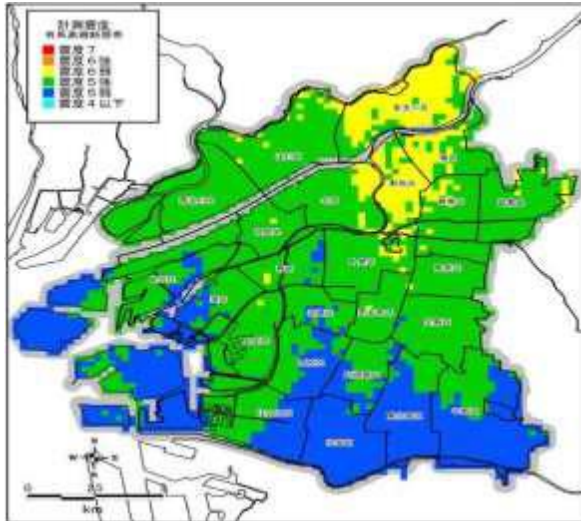
平野区
震度 6 弱～ 7

【生駒断層帯地震】



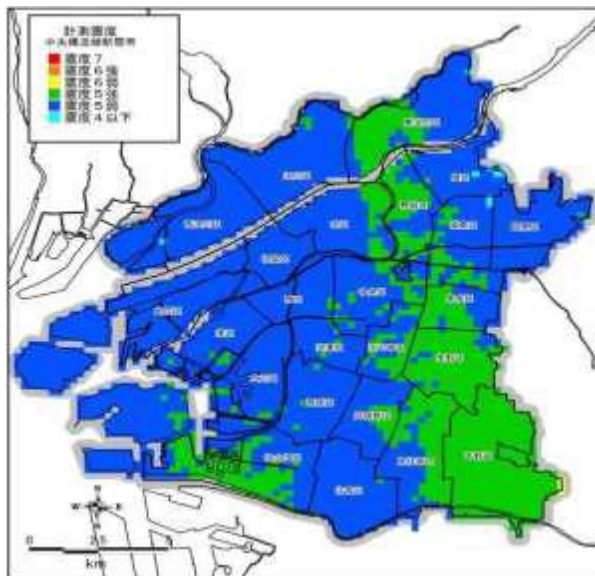
平野区
震度 5 強～ 6 強

【有馬高槻断層帯地震】



平野区
震度 5 弱～5 強

【中央構造線断層帯地震】



平野区
震度 5 強

(2) 平野区における被害想定

地震の名称	全壊棟数 (棟)		半壊棟数 (棟)		死者数 (人)		負傷者数 (人)	避難者数 (人)
	木造	非木造	木造	非木造	早朝	昼夕		
上町断層帯地震	5,590	619	5,066	1,609	147	101～108	2,914 ～4,397	17,916
生駒断層帯地震	3,550	421	3,852	1,166	81	53～59	2,491 ～3,611	12,335
有馬高槻断層帯地震	6	1	13	6	0	0	8～11	40
中央構造線断層帯地震	122	12	274	71	0	0	145 ～220	638

大阪府自然災害総合防災対策検討 (地震被害想定) 報告書 (平成19年 3月)

2 海溝（プレート境界）型の地震

海溝型地震とは、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込み続けているために、ひずみが限界に達すると大陸プレートが跳ね上がって起こる地震です。東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震がその代表例です。

（特徴）

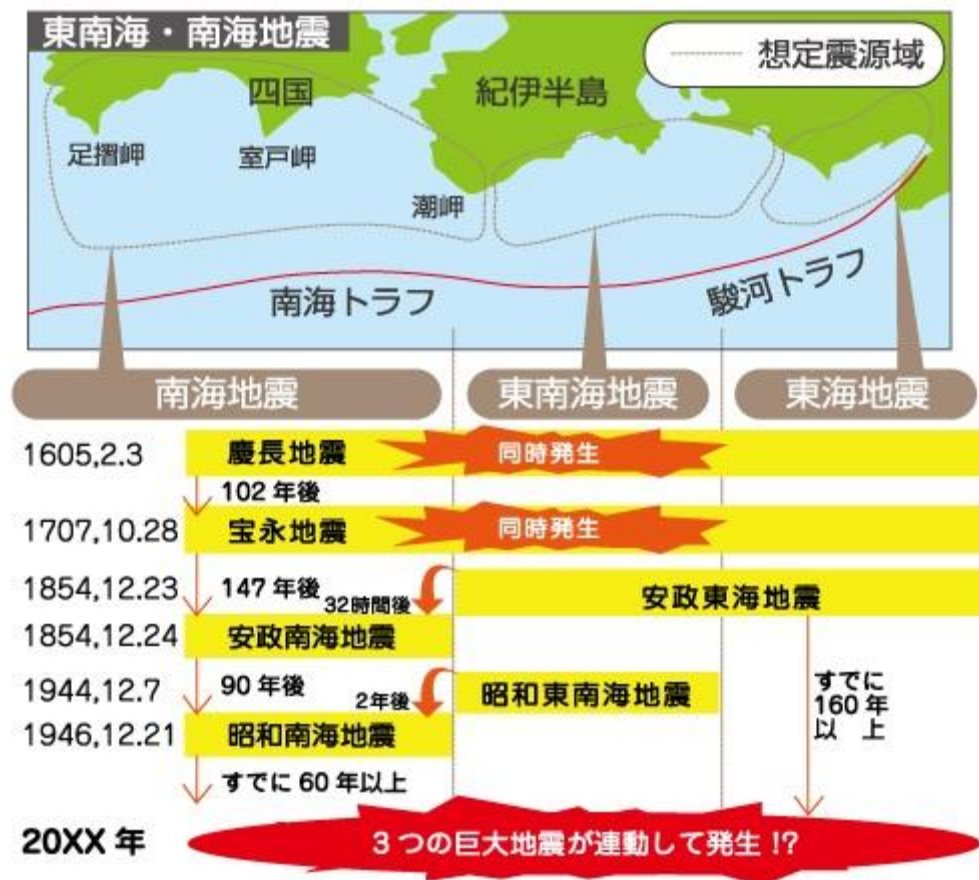
- ・揺れている時間が長い（1分以上）
- ・津波が襲ってくる可能性が高い
- ・数十年から100年程度の間隔で発生する



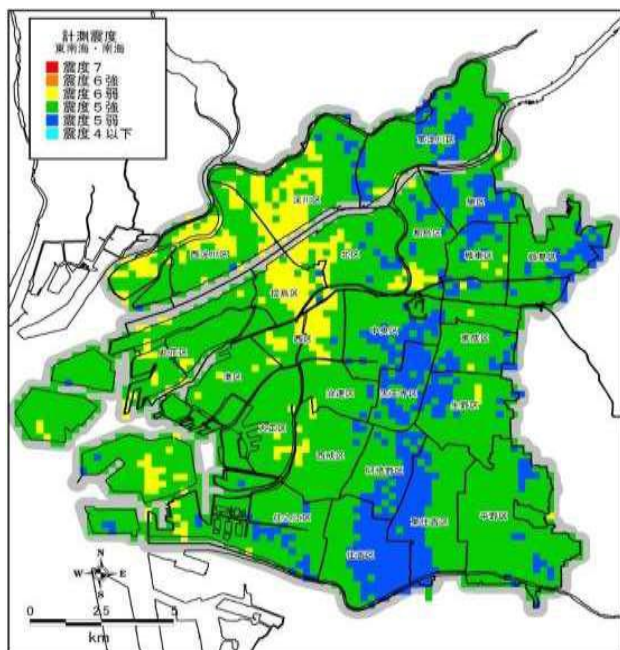
（1）平野区における災害想定

南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率は、80%程度と予想されています。令和7年9月には計算方法の見直しがありました。従来と同じく最も高いランクに位置づけられています。

大阪市に想定される海溝（プレート境界）型地震は次のとおりです。

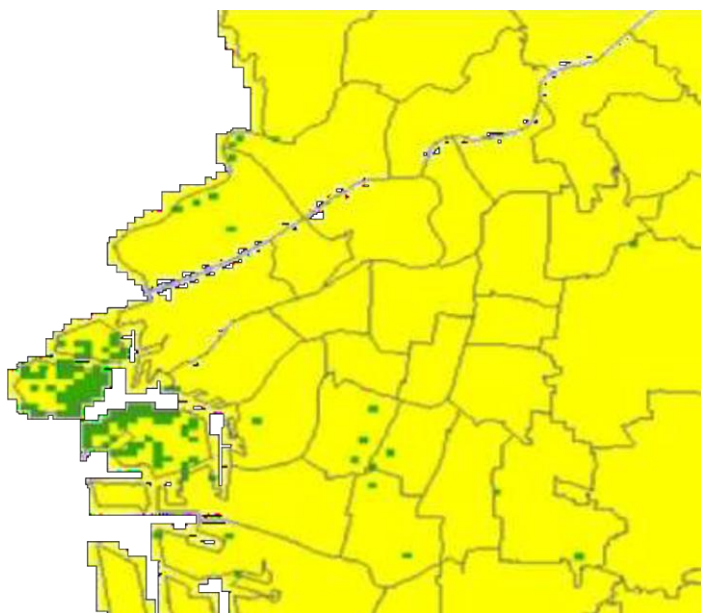


① 東南海・南海地震



平野区
震度 5 弱～5 強

② 南海トラフ巨大地震



平野区
震度 6 弱

(2) 平野区における被害想定

地震の名称	全壊棟数（棟）		半壊棟数（棟）		死者数（人）		負傷者数 （人）	避難者数 （人）
	木造	非木造	木造	非木造	早朝	昼夕		
東南海・南海地震	432	32	853	191	3	2	475 ～677	1,948
南海トラフ巨大地震	1,693	59	5,526	201	0	0	376 ～426	8,092

大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）及び
大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告（平成26年1月）

3 大阪市域における地震による被害想定

(1) 地震による被害想定

表 地震による被害想定

項目		大阪市域への影響が考えられる地震						
		内陸活断層による地震				海溝型（プレート境界）の地震		
		上町断層帯地震	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	南海トラフ地震		
		7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1	
地震規模（マグニチュード）		7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1	
発生確率 ^(注2)		2～3%	0～0.2%	0～0.04%	0～14%	80%程度		
震度		5強～7	5弱～6強	5弱～6弱	4～5強	5弱～6弱	5強～6弱	
建物被害	全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900	
	木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100	
	非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800	
	半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100	
	木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900	
	非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200	
火災 ^(注3)	炎上 出火	1日	325件	81件	4件	0	6件	— ^(注5)
		1時間	162件	41件	2件	0	3件	— ^(注5)
	残火災	6件 ^(注4)	0	0	0	0	0	— ^(注5)
ライフライン被害	電力	停電率	約64%	約7%	約1%	約0.1%	約2%	約49%
		停電軒数	約983千軒	約105千軒	約10千軒	約1千軒	約26千軒	約720千軒
		復旧期間	約1週間	約6日	約2日	約1日	約1日	約1週間
	ガス	供給停止率	約81%	約32%	0%	0%	0%	約53%
		供給停止戸数	1,195千戸	475千戸	0	0	0	約704千戸
		復旧期間	約2～3ヶ月	約0.5～1.5ヶ月	約0.5～1.5ヶ月	約2週間	—	約1ヶ月 ^(注6)

	水道	水道断水率 ^(注7)	約45%	約45%	約22%	約11%	約20%	約30% ^(注8)
		断水人口	1,215千人	1,215千人	594千人	297千人	540千人	848千人
		復旧期間	約3週間	約3週間	約10日	約1週間	約1週間	約2週間 ^(注9)
	下水道	下水道機能支障率	—	—	—	—	—	約5.4%
		機能支障人口	—	—	—	—	—	144千人
		復旧期間	—	—	—	—	—	約1週間
	電話	固定電話不通率	約13%	約2%	約0.9%	約0.2%	0%	約48%
		不通契約件数	約525千回線	約64千回線	約35千回線	約9千回線	0	約533千回線
		復旧期間	約2週間	約2週間	約2週間	約5日	—	約1ヶ月
人的被害	死者(人)	8,500	1,400	~100	0	~100	119,600	
	負傷者(人)	41,000	37,800	6,100	900	10,300	53,600	
避難所生活者(人)		343,500	148,300	16,000	3,000	28,300	821,200	

(注1) 上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成17年度、18年度)における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(平成25年度)」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

(注2) 発生確率(今後30年以内)は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による令和7年1月1日を算定基準日とした評価である。

(注3) 火災は、冬季夕刻・風速5.3m/sで想定した。「炎上出火」は、地震後に発生した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災であり、「残火災」は、炎上出火(1時間)のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。

(注4) 自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は0件である。

(注5) 他の地震との想定条件が異なるため「—」と記載

(注6) ガスにおける復旧期間は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。また、電力及びガスの想定については、それぞれ関西電力及び大阪ガスで実施されたものである。

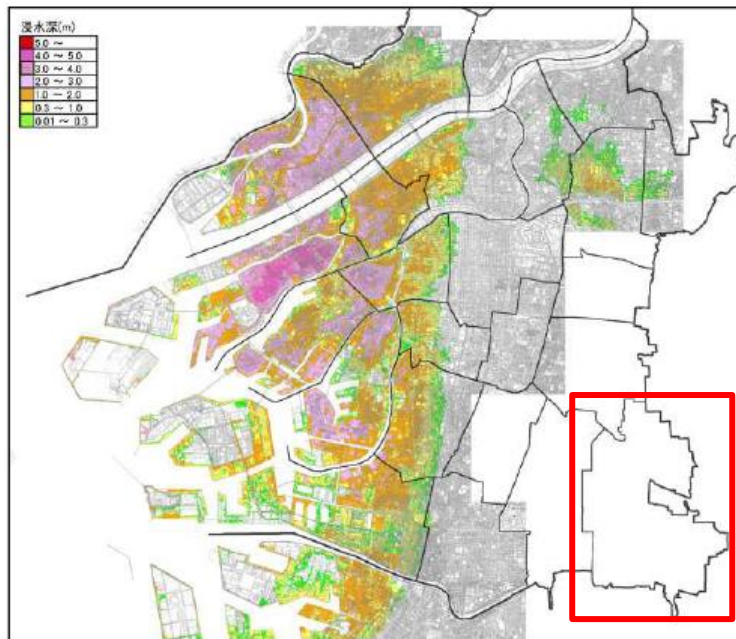
(注7) 水道の被害想定は、地盤条件に基づく詳細解析により大阪市水道局で算出したものである。

(注8) 津波遡上による影響を除く

(注9) 道路啓開を含め、津波による被害が解消されてからの日数

(2) 津波による浸水想定

東南海・南海地震発生後、国の想定では、最も早くても1時間50分で津波の第1波が大阪市に到達するとされています。



平野区では、津波による直接の被害は想定されていませんが、津波の遡上による河川流域の浸水被害発生可能性があります。

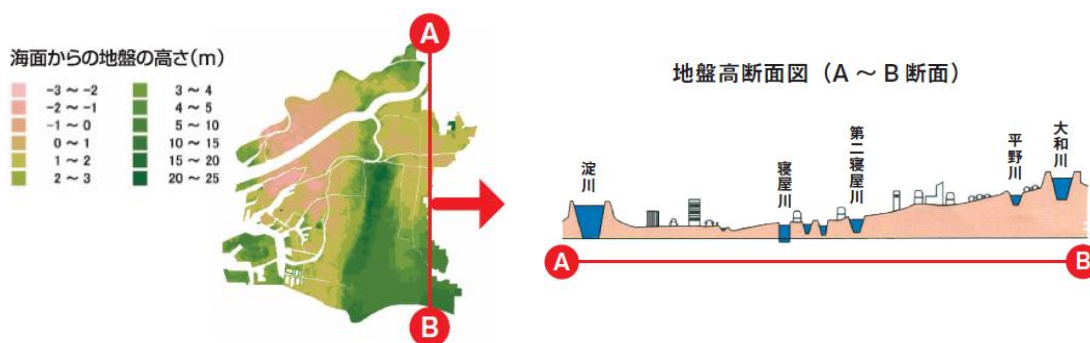


出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会

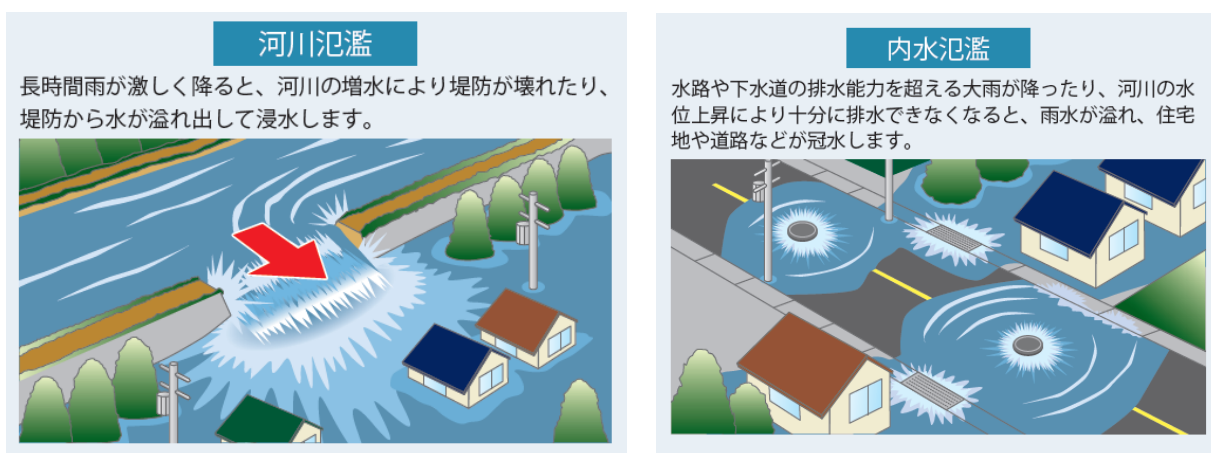
(第3回：平成25年8月8日) 資料「大阪府津波浸水想定(全体図)」

1 風水害

大阪市には多くの川があり、弥生時代まで遡ると、現在の市域の半分まで海が広がり、内陸部でも湖が広がっていました。このような成り立ちから、市街地の多くが低地で水害に弱い地形といえます。



平野区で想定されている水害は、河川氾濫、内水氾濫の2種類です。



(1) 河川氾濫による災害

河川水位が堤防より高くなったときや、堤防が壊れたときに河川の水が市街地などに流れ込む水害です。

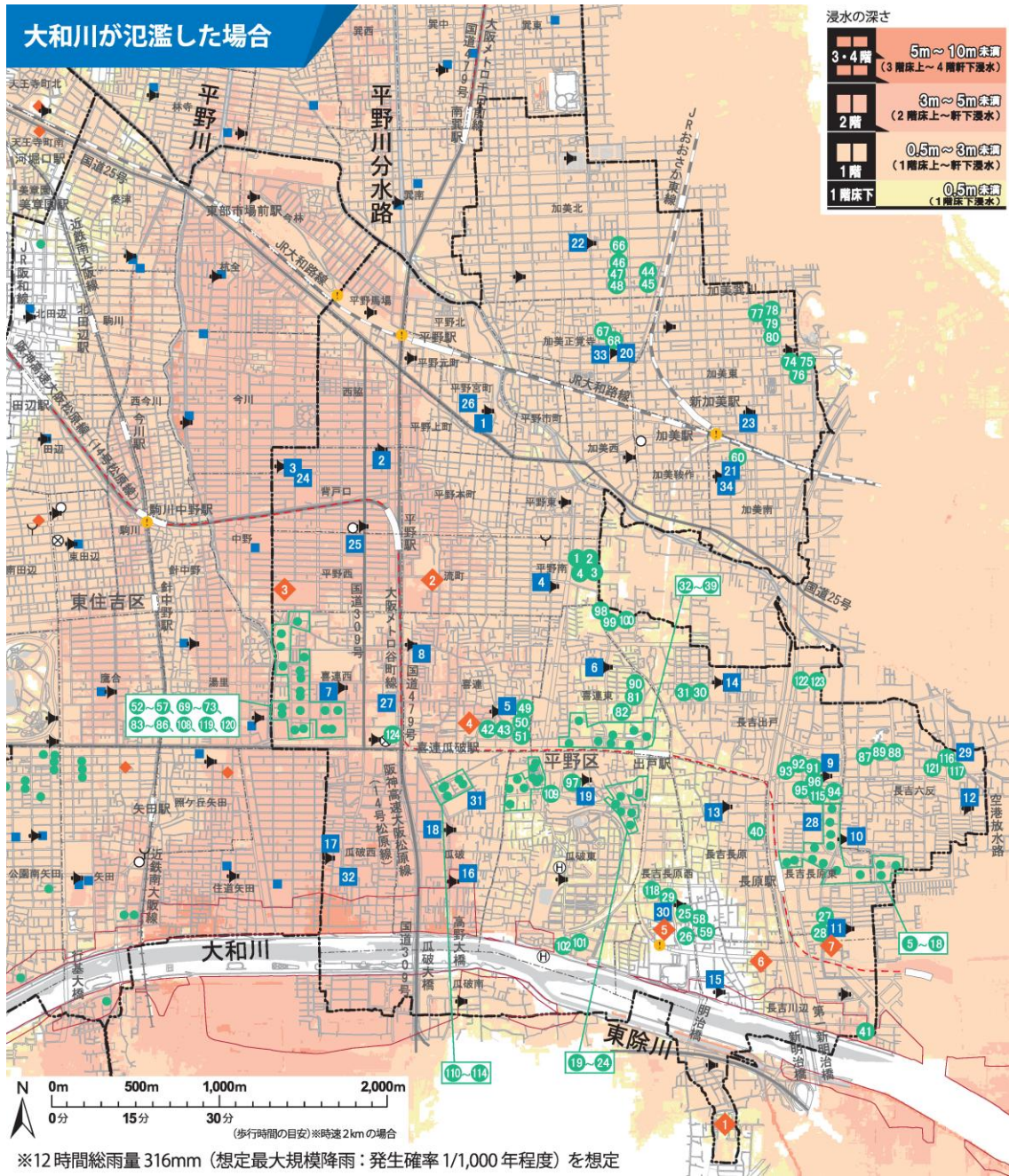
平野区は上町台地の東側に位置しており、区内を流れる河川は次のとおりです。

- ・南端部、松原市との境界部を「大和川」が西流しています
- ・平野区の中央部を南北に「平野川」が流れています
- ・平野区瓜破南2丁目及び川辺4丁目の中を「東除川」が流れています

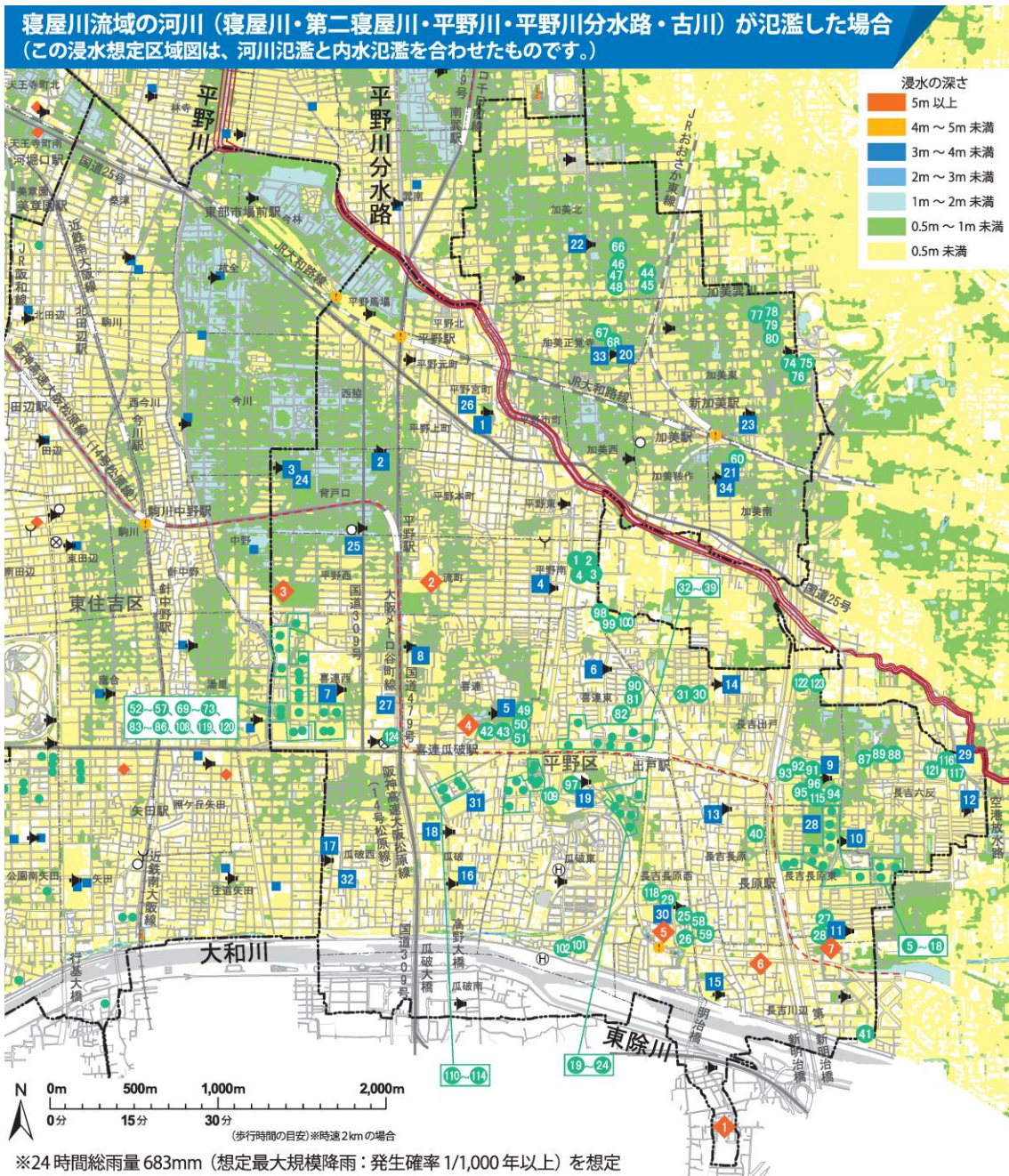
※平野区内に流れていませんが、河川氾濫が起こった時に区内の一部に被害が生じる河川は以下のとおりです。

- ・西除川、石川

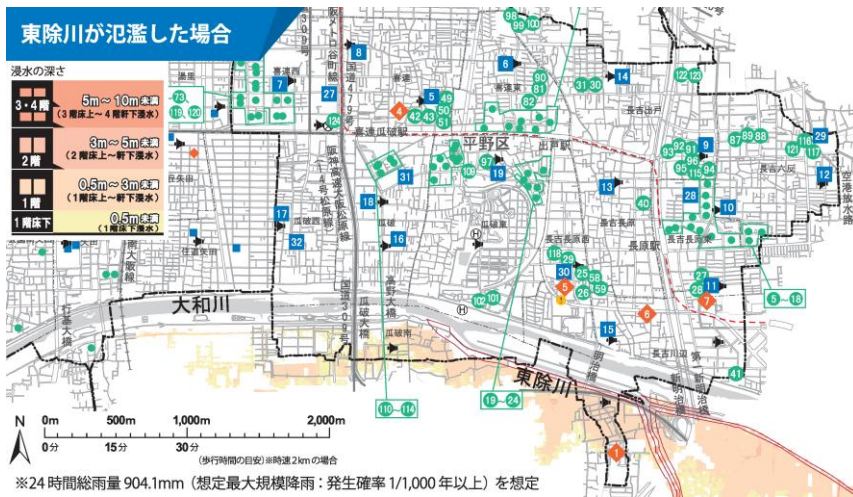
①大和川が氾濫した場合の浸水想定



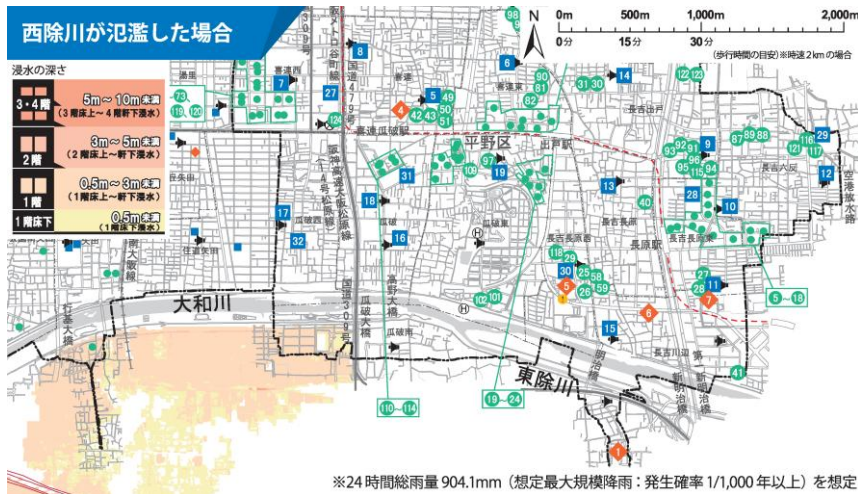
②寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路が氾濫した場合の浸水想定



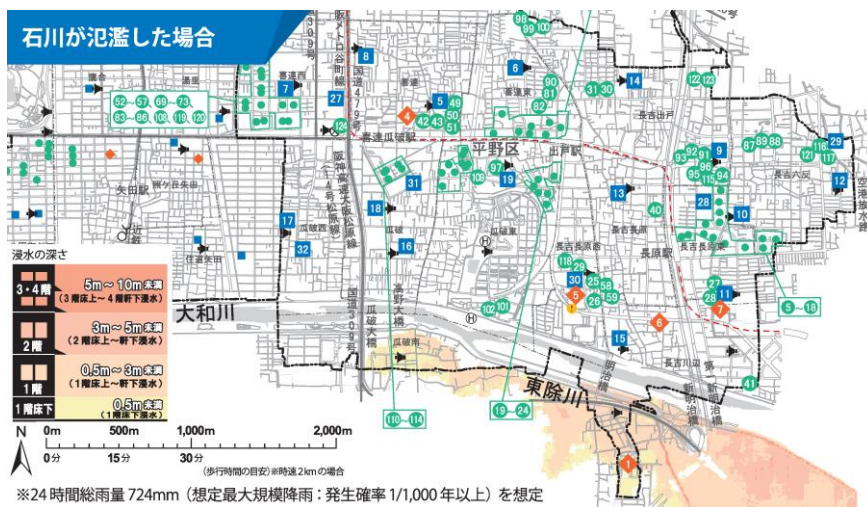
③ 東除川が氾濫した場合の浸水想定



④ 西除川が氾濫した場合の浸水想定



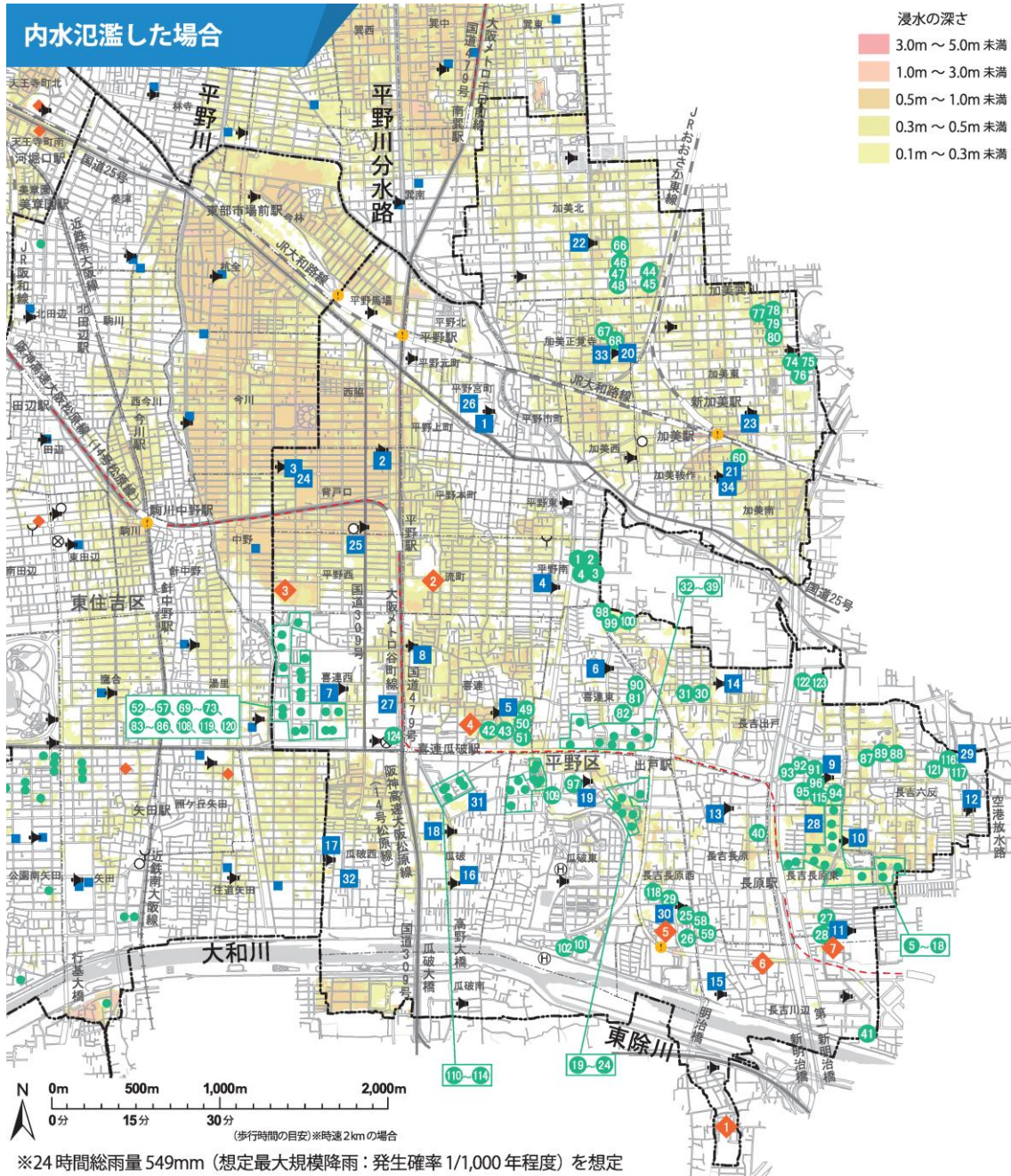
⑤ 石川が氾濫した場合の浸水想定



(2) 内水氾濫による災害

市街地に降った雨が下水道などから排水することができずにあふれ、建物や土地・道路が水に浸かってしまう水害です。内水とは、下水道のポンプによる排水がなければ、降雨を河川へ排水できない地域の雨水のことです。

①内水氾濫した場合の浸水想定



(3) 強風による災害

既往最大風速を記録した室戸台風（風速 29.8m/s、最大瞬間風速 60.0m/s）
(注) や、第二室戸台風（風速 33.3m/s、最大瞬間風速 50.6m/s）クラスの台風
が来襲した場合を想定します。

(注) 室戸台風の際の最大瞬間風速は、使用した機器の測定範囲により、この値までは観測でき
たが、それ以上の観測値が得られなかった

●大きな被害をもたらす台風や集中豪雨

台風は、7月から10月にかけて日本に接近・上陸する
ものが多く、強い風とともに広い範囲に長時間にわたって
大雨を降らせます。また、台風が接近して気圧が低くなる
と海面が持ち上がり、さらに強風によって海水が海岸に吹
き寄せられて海面が高くなる高潮が発生します。



そのほか、近年、限られた地域で短時間に降る、いわゆるゲリラ豪雨による浸
水被害が多発しています。この集中豪雨をもたらす積乱雲（入道雲）は短時間で
急激に発達するため、突発的に大雨が降ります。

●都市型水害の特徴

大都市ではアスファルトで固められた部分が多く、大量の雨水が一気に下水道
へ流れ込み、排水の処理能力を超えマンホールや側溝から地上にあふれ、地下街
や地下室を襲う災害も起こっています。

地下にいるときは、安全と思いがちですが、雨の降り方や降っている時間に気をつ
け、外で何が起きているのかを把握するようにしましょう。

階段を流れ落ちる水の勢いは強く、
地上への避難は困難になりますので、
地下への浸水が予想されるときには早
めに避難しましょう。



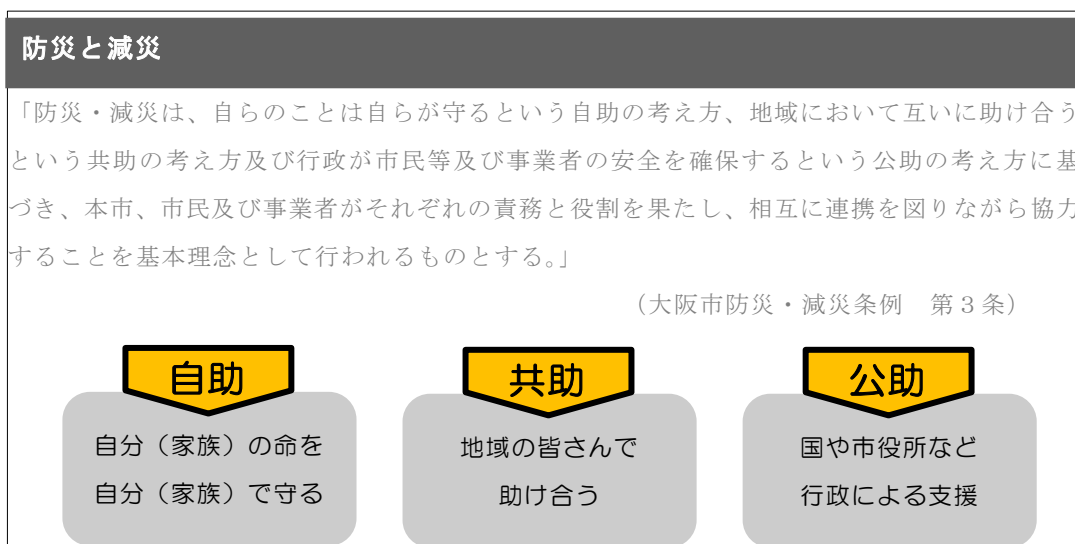
2 その他の災害

大規模火災、危険物災害、道路災害、鉄道災害等を想定しますが、いずれも
規模、発災場所等によって被害規模が異なるため記載していません。

第4章 防災・減災の基本理念

1 基本理念

大阪市では、大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化した大阪市防災・減災条例を平成 27 年 2 月 1 日から施行しています。



2 市民・事業者・大阪市の責務と役割

(1) 市民の責務・役割

- ①自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害に対する備えを心がける。
 - 食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
 - 防災訓練への参加
 - 自らが所有または占有する建築物の安全性の向上
- ②災害時には自らの安全を守るように行動する。
 - 初期消火
 - 近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助
 - 避難所の自主的運営
 - 防災関係機関が行う防災活動との連携・協力
 - 過去からの災害から得られた教訓の伝承
- ③自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておく。

(2) 事業者の責務・役割

- ①災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識しておく。
 - 事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成
 - 防災体制の整備、防災訓練の実施
 - 事業所の耐震化
 - 予想被害からの復旧計画策定
 - 従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供
- ②大阪市が実施する防災・減災対策に対し、積極的に協力するよう努める。
- ③市民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努める。
- ④災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、大阪市が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。

(3) 大阪市の責務・役割

- ①市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関や他の地方公共団体などの協力を得て、防災活動を実施する。
- ②地域防災力の充実強化に努める。
 - 自主防災組織などの充実及び自発的な防災活動の促進
 - 事業者の事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動の促進
- ③ボランティアの自主性を尊重しつつ、連携に努める。
- ④防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者への配慮に努める。

第5章 自助

自助とは…自分（家族）の命は自分（家族）で守ること

災害の被害を小さくするためには、日頃からの備えが何よりも大切です。

家族、個人で、また、事業所等で「地域で、どのような大地震が起こりうるか」、「勤め先・通学先などで、どのような災害が起こりうるか」、「どこへ避難するのか」、「災害に対し、普段から、どのような備えが必要か」を確認し、あらかじめ備えをしておきましょう。

1 日頃からの備え（家庭で準備できること）

（1）家族で防災について話し合う

①家族一人ひとりの役割を決める

家族で話し合って、日常の予防対策上の役割と、災害発生時の役割を決めておきます。また、高齢者や乳幼児などがある場合は、保護担当者を決めておきましょう。

- 火を消す
- ガスの元栓を閉める
- 子どもやお年寄りの安全を確認する
- 危険物を安全なところへ移す
- 消火器・バケツなどを準備する
- 電気器具のコンセントを抜く、ブレーカーを切る
- ラジオ・テレビなどで情報を確認する
- 出入口を確保する
- 非常持ち出し品を確認する
- すぐに戻ってこられない家族へ伝言を書いておく
- 家の前に行先や連絡先を書いた紙を貼っておく



②家族との連絡方法や安否確認方法を決める

大規模災害発生時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。

NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人と連絡をとる方法を決めておきましょう。

～家族や友人等と安否確認する方法～

① 災害用伝言ダイヤル171

NTT西日本（一般電話：音声）

「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言を登録・再生できます。

② 災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯電話やパソコンから確認できます。

詳しくは、各社のホームページなどをご覧ください。

◇ 携帯電話 災害伝言板（メール）

〈NTT ドコモ〉 <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

〈au〉 <http://dengon.ezweb.ne.jp/>

〈ソフトバンクモバイル〉 <http://dengon.softbank.ne.jp/>

◇ パソコン（テキスト、音声、画像）

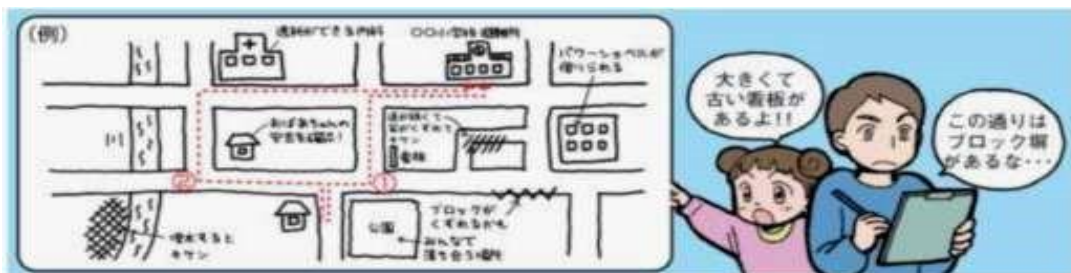
〈NTT 西日本〉「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

※ これらのサービスは、毎月1日および15日、正月三が日（1月1日0時～1月3日24時）、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）に体験利用できますので、災害発生時に備えて利用方法を事前に覚えておきましょう。

③我が家の防災マップをつくる

あらかじめ、家族が離ればなれになった時に落ち合う場所（学校などの避難所、親せき・知人宅など）を決めておきます。併せて避難経路も確認します。



- 家の付近の危険な場所や避難場所を確認し、避難経路を確認しておく。
- 避難経路は1つではなく、通行できない場合に備えて複数決める。
- 地域の人たちとの一時的な集合場所、または一時避難場所（広場、公園、学校のグラウンドなど）も確認しておく。

④緊急連絡カードを用意する

家族の避難場所や落ち合う場所、家族の連絡方法などを話し合い、決めたことは緊急連絡カードに記入して携帯するようにします。自分自身の情報を記入しておくことで、緊急時に自分自身の安全を守ることになります。また、一人で避難することに不安のある方は、災害時に支援して下さる方にも写しを渡しておきましょう。

- 名前・住所・電話番号・生年月日・血液型・連絡先など
- 持病、かかりつけの病院・所在地・電話番号、服用している薬の控え
- デイサービスなど、日頃、利用する福祉施設や介護事業者など、支援を受けている場合の控え

緊急連絡カード																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">住所</td> <td>TEL</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">氏名</td> <td>(男・女)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">生年月日</td> <td>年 月 日 血液型: 病歴: *</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">保護者</td> <td>氏名 連絡先 TEL</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">勤務先 (学校名)</td> <td>TEL</td> </tr> </table>	住所	TEL	氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 血液型: 病歴: *	保護者	氏名 連絡先 TEL	勤務先 (学校名)	TEL	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #F0E68C;">避難所</td> <td>一時避難場所</td> </tr> <tr> <td>災害時避難所</td> </tr> <tr> <td>広域避難場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #F0E68C;">家族が 離ればなれに なったとき</td> <td>集まる場所</td> </tr> <tr> <td>連絡先 TEL</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">病歴</td> <td>アレルギー</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">持病</td> <td>持病</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">健康保険証番号</td> <td>健康保険証番号</td> </tr> </table>	避難所	一時避難場所	災害時避難所	広域避難場所	家族が 離ればなれに なったとき	集まる場所	連絡先 TEL	病歴	アレルギー	持病	持病	健康保険証番号	健康保険証番号
住所	TEL																							
氏名	(男・女)																							
生年月日	年 月 日 血液型: 病歴: *																							
保護者	氏名 連絡先 TEL																							
勤務先 (学校名)	TEL																							
避難所	一時避難場所																							
	災害時避難所																							
	広域避難場所																							
家族が 離ればなれに なったとき	集まる場所																							
	連絡先 TEL																							
病歴	アレルギー																							
持病	持病																							
健康保険証番号	健康保険証番号																							
きんきゅうれんらくカード																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">じゅうしょ</td> <td>でんわ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">なまえ</td> <td>(姓・名)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">たんじょうび</td> <td>年 月 日 性別: RH: *</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">ほごしゃ</td> <td>氏名 けんらくでき でんわ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">かいしゃ がっこう</td> <td>でんわ</td> </tr> </table>	じゅうしょ	でんわ	なまえ	(姓・名)	たんじょうび	年 月 日 性別: RH: *	ほごしゃ	氏名 けんらくでき でんわ	かいしゃ がっこう	でんわ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #F0E68C;">ひなんする ばしょ</td> <td>いちじくばしょ</td> </tr> <tr> <td>さいひくひなんしょ</td> </tr> <tr> <td>こうせひなんしょ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #F0E68C;">かぞくが はなればなれに なったとき</td> <td>あつまるばしょ</td> </tr> <tr> <td>れんらくばしょ でんわ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">じびょう・ おれるきーなど</td> <td>アレルギー</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">かかりつけのびょういん</td> <td>持病</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #F0E68C;">けんこうほけんしょう</td> <td>健康保険証番号</td> </tr> </table>	ひなんする ばしょ	いちじくばしょ	さいひくひなんしょ	こうせひなんしょ	かぞくが はなればなれに なったとき	あつまるばしょ	れんらくばしょ でんわ	じびょう・ おれるきーなど	アレルギー	かかりつけのびょういん	持病	けんこうほけんしょう	健康保険証番号
じゅうしょ	でんわ																							
なまえ	(姓・名)																							
たんじょうび	年 月 日 性別: RH: *																							
ほごしゃ	氏名 けんらくでき でんわ																							
かいしゃ がっこう	でんわ																							
ひなんする ばしょ	いちじくばしょ																							
	さいひくひなんしょ																							
	こうせひなんしょ																							
かぞくが はなればなれに なったとき	あつまるばしょ																							
	れんらくばしょ でんわ																							
じびょう・ おれるきーなど	アレルギー																							
かかりつけのびょういん	持病																							
けんこうほけんしょう	健康保険証番号																							

● 家族で集まる場所など、決めたことは緊急連絡カードに記入して、いつも携帯しましょう。

あなたの支援プラン (ひとりで避難することに不安のある方用)				
名前	住所			
	電話		FAX	
● 支援の必要な理由 (要介護度、障がい者手帳の等級および具体的な症状)				
● 災害時の避難方法				
支援者	名前	住所	電話	FAX
	名前	住所	電話	FAX
● かかりつけ医療機関				
● かかりつけ以外であなたの病状などに対応できる医療機関				
同居家族	名前	続柄	名前	続柄
	名前	続柄	名前	続柄
緊急時の 連絡先	名前	続柄	住所	電話
	名前	続柄	住所	電話

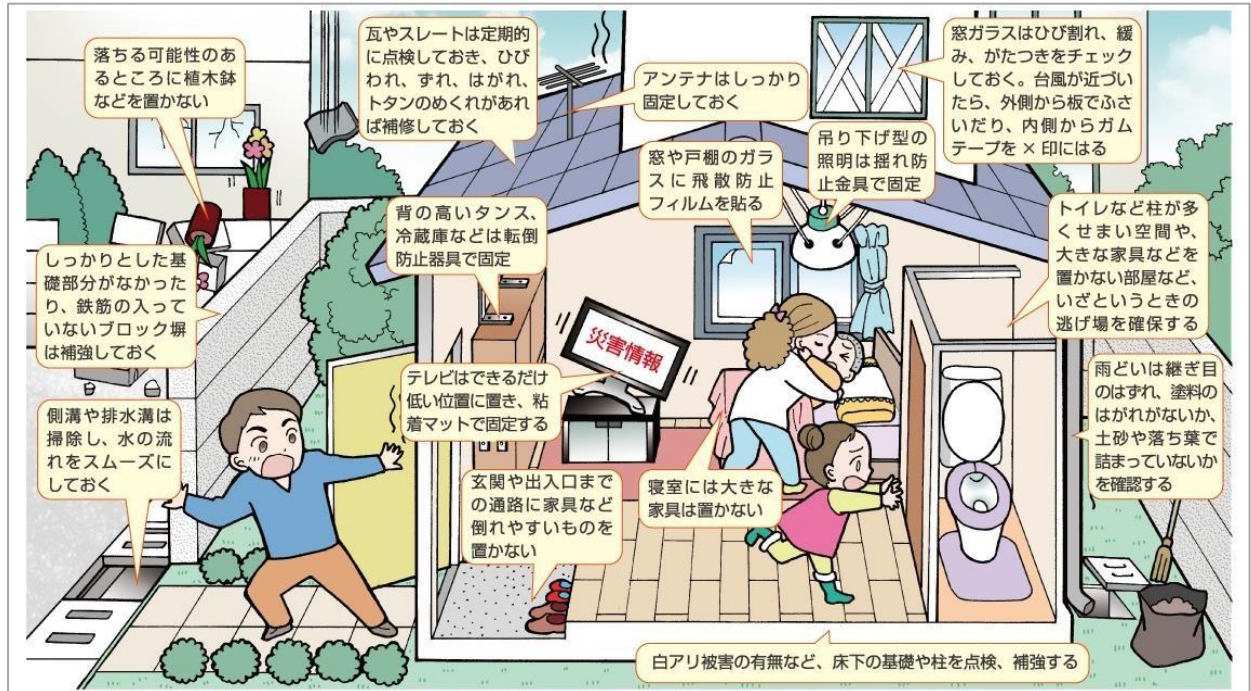
● 災害時に支援して下さる方へ写しを渡しておきましょう。

※大阪市市民防災マニュアルより

(2) 家の安全対策

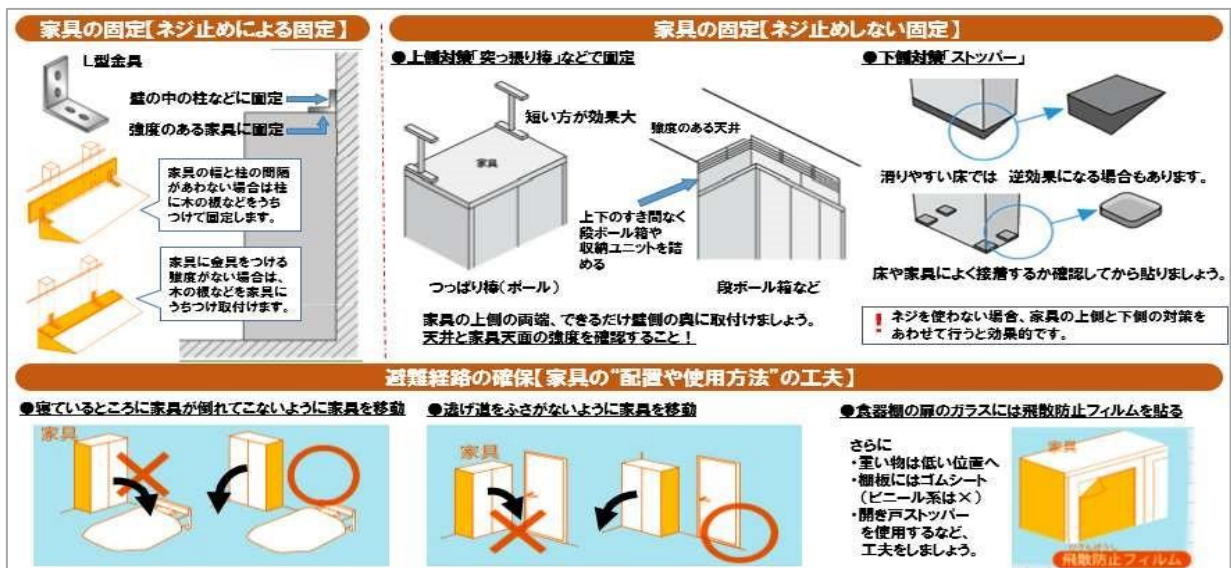
①危険箇所をチェックする

定期的に家の中や周囲をチェックしておきます。台風の場合などで、風雨が強まってから屋根などの補強をするのは非常に危険です。絶対にやめましょう。



②家具の転倒・落下防止対策

建物が無事でも家具が転倒すると、その下敷きになってケガをしたり、室内が散乱することにより逃げ遅れる場合があります。家庭での被害を防ぎ、安全な逃げ道を確認するためにも、家具や電化製品が転倒しないように固定したり、物が落下しないようにしたり、ガラスが割れて飛散するのを防いだりするなどの「家具の転倒・落下防止対策」等を実践します。



③家屋の耐震対策

家屋の耐震診断、耐震補強などの対策をしましょう。家の強度に不安がある場合は専門家に調べてもらう必要があります。特に、昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、強度が不足している可能性があります。

大阪市では、震災に強いまちづくりをめざし、耐震診断・耐震改修費用の一部の補助を行っています。

（3）非常持ち出し品と非常準備品を備えよう

災害発生時にすぐに持ち出す「非常持ち出し品」と、災害から復旧するまでの数日間を支えるため家庭に備えておく「非常準備品」を分けて用意しておきます。赤ちゃん用品や介護用品など、個人や家庭の事情に合わせた備えも検討しておきましょう。また、定期的に保存状態や消費期限等を点検して、新しいものに交換します。

① 準備しておきたい非常持ち出し品

「非常持ち出し品」は、避難時に最低限必要なものを準備します。家族構成を考えて必要な分だけ用意し、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきます。

➤ 0次の備え「いつでもケータイ！」

「非常持ち出し品」として備えるものの中から、携帯ができそうなものは、いつも使うバックなどに入れて、身につけてみましょう。いつどこで被災するかわからない災害への安心感を持ち歩きます。

➤ 1次の備え「非常持ち出し品」

- ❑ 家庭や勤務先など、1日の多くを過ごす場所には「非常持ち出し品」を備える。
- ❑ 被災の1日、身の安全を確保するために避難する時にこれだけは持っていたい、という最低限の備えに！（※さっと持ち出せて逃げられるコンパクトな1バックで準備）
- ❑ 併せて、頭・足もとを守って逃げられる備えも必要。
- ❑ どこに置く...？ 玄関・寝室...持ち出しやすいところに！車のトランクに予備を置くのも良い

② 準備しておきたい非常持ち出し品

非常時、ライフラインが途絶え、もしも助けの手が届かなかったとしても、災害発生後の数日間は自給自足してしのげる物品を備蓄します。備蓄するものは、普段から日常使いの食品や日持ちのする食品を少し多めに購入し、賞味期限などを考慮して、「1つ食べたら、1つ買い足す」ローリングストックの考え方で消費しましょう。

➤ **2次の備え「安心ストック」**

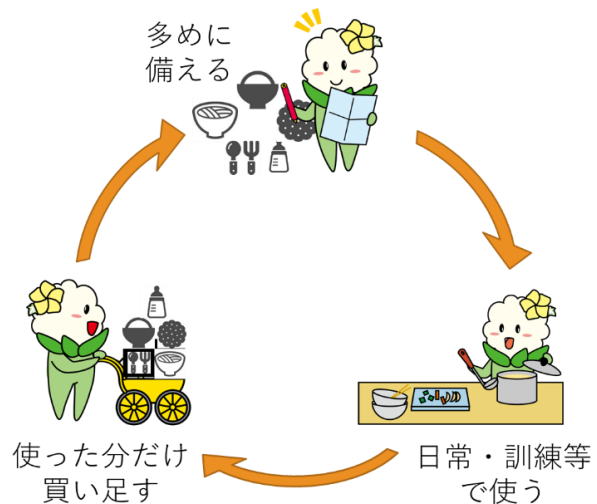
- ❑ 避難後に少し余裕が出てから安全を確認して自宅へ戻って持ち出したり、ライフラインが止まった家で、避難生活を過ごすことになるかもしれないときに、安心なセットを考えよう。
- ❑ キッチンや、押し入れ、ガレージ、物置などに、ケースにまとめ取り出しやすく、持ち運びしやすく備蓄する。
- ❑ 飲料・食品など消耗品は、少なくとも3日以上（できれば1週間程度）備えよう。

水・食料の備蓄 ～ローリングストック～

・ 備蓄食料は最低限3日必要といわれています。（例：一人当たり 水3ℓ/日×3日=9ℓ）

・ 備蓄の必要性を感じていても、実際に食料を備蓄しておくことは難しいものです。

・ 食料等を一定量保ちながら、日常生活で消費しながら備蓄する「ローリングストック」という備蓄の新しい方法を活用してみる。



あなたの防災対策を **チェック**しよう!

「非常持ち出し品や備蓄品などの準備」(大阪府) (令和6年11月13日時点) より

非常持ち出し品

- | | | |
|---|--|--|
| <p>●貴重品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現金 (公衆電話用に10円玉も) <p>●飲料水・非常食</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 缶入り乾パン <input type="checkbox"/> 飲料水 (500mlペットボトル) <p>●救急袋</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 毛抜き <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> ガーゼ (滅菌) <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> 脱脂綿 <input type="checkbox"/> ばんそうこう <input type="checkbox"/> 三角巾 <input type="checkbox"/> 常備薬・持病薬など | <p>●衛生用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール消毒薬 <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 台所用洗剤 <input type="checkbox"/> 手洗い洗剤 <p>●情報・照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 (できれば1人に1つ) <input type="checkbox"/> ローソク <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器・モバイルバッテリー | <p>●生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 十徳ナイフ <input type="checkbox"/> 軍手・手袋 <input type="checkbox"/> ローブ <input type="checkbox"/> 簡易トイレ※1 <input type="checkbox"/> トイレレットペーパー <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> レジャーシート <input type="checkbox"/> サバイバルブランケット <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 油性マジック (太) <input type="checkbox"/> 布製ガムテープ <input type="checkbox"/> ポリ袋 <input type="checkbox"/> ラップ (止血・食器覆い用) <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉・洗口液 |
|---|--|--|

個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

必需品・貴重品類	赤ちゃん用品	高齢者用品	女性用品※2
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 鍵 (自宅・車等) <input type="checkbox"/> 予備メガネ・コンタクトレンズ等 <input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> 義歯 <input type="checkbox"/> 支援プラン (一人で避難することに不安がある方) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート・在留カード・特別永住者証明書等)のコピー	<input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 <input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 洗淨綿 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> ガーゼ <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> バスタオル <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> 玩具 <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> ベビーカー	<input type="checkbox"/> 予備メガネ <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> 看護用品 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 持病薬 <input type="checkbox"/> おしりふき	<input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> サニタリーショーツ <input type="checkbox"/> おりものシート <input type="checkbox"/> 中身の見えないごみ袋 <input type="checkbox"/> 防犯ブザー / ホイッスル

リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。
 家族構成を考え必要最小限に絞り込み、一度背負ってみましょう。また、少なくとも年に一度は点検しましょう。



※あくまで目安です。自分で持つて避難できる量にしましょう。

●家庭に備えておくもの

非常備蓄品

- | | | |
|--|---|--|
| <p>●飲料水・非常食</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飲料水 (1人1日3ℓ目安に) <input type="checkbox"/> 非常用給水袋・給水タンク <input type="checkbox"/> アルファ米 <input type="checkbox"/> 乾パン <input type="checkbox"/> パン缶 <input type="checkbox"/> インスタントラーメン <input type="checkbox"/> 缶詰 <input type="checkbox"/> レトルト食品 <input type="checkbox"/> スープ <input type="checkbox"/> 味噌汁 <input type="checkbox"/> 塩 <input type="checkbox"/> ビスケット <input type="checkbox"/> キャンディ <input type="checkbox"/> チョコレート <p>●衣類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上着 <input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> 靴下 <p>●生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> バスタオル <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> アルミホイル | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 皿 (紙・ステンレス) <input type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> フォーク <input type="checkbox"/> わりばし <input type="checkbox"/> コップ (紙・ステンレスなど) <input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 固形燃料 <input type="checkbox"/> 鍋 <input type="checkbox"/> やかん <input type="checkbox"/> 石鹸 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ※1 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉・洗口液 <input type="checkbox"/> ドライシャンプー <input type="checkbox"/> トイレレットペーパー <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール消毒薬 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 予備電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器・モバイルバッテリー <input type="checkbox"/> 安全ピン | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新聞紙 (保温・火種などに) <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> キャリーカート (給水所から給水袋や給水タンクを運ぶ際に使用) <input type="checkbox"/> 布製ガムテープ (荷物の整理・止血・ガラス等の補修) |
|--|---|--|

※1 簡易トイレには排便処理セットを含む。 ※2 災害の「備え」チェックリスト(首相官邸HP)より抜粋
 避難後に少し余裕がでたら安全を確認して自宅へ戻り持ち出ししたり、自宅で避難生活を送るうえで必要なもので、救援物資が届くまで1週間程度、自足するつもりで備えましょう。

ふだんから食べなれた常温保存が可能な食品を、少し多めに買い置きし、非常時に役立てましょう。
 ローリングストック法で買い置きをすると、ふだんから食べなれた食品を「非常食」にすることができます。

(1) 自分や家族の身を守る行動

地震だ!!

発生

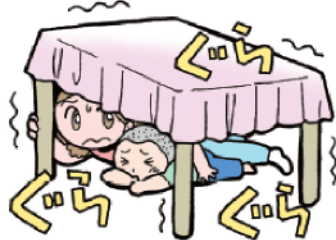
【落ち着いて】

何が起ったのか瞬間には判断できません。数秒の揺れでも、とても長く感じます。まずはあわてず落ち着きましょう。



【身体をかかせ】

まず、自分の身体を守ること。家具や天井の下敷きにならないよう、丈夫なもので身体を保護しよう。



【寝ているとき】

布団や枕で頭を守り、ベッドの下など家具が倒れてこないところに身を伏せます。地震による室内の状況変化に注意しましょう。



【料理中など】

机の下などに隠れ、揺れがおさまったら速やかにストーブやアイロンを切り、ガスの元栓を閉めましょう。大きな揺れを感知すると自動的にガスの供給を遮断するガスマイコンメーターの設置が進んでいますが、燃え広がる危険もありますので消火器は必ず設置しましょう。



【火に近づくな】

都市ガスは震度5相当以上で自動的に遮断されます。無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかないようにしましょう。



【風呂やトイレに入っているとき】

あわてて飛びださず、ドアや窓を開けて出口を確保しましょう。お風呂に入っているときは、揺れがおさまってから火の始末をしましょう。

(2) 揺れがおさまった後にとる行動

【ラジオ・テレビをつける】

情報をできるだけ早く確認し、冷静に行動しましょう。



【余震に注意】

外に出る場合は、家の倒壊に備えて、安全な服装で身を守りましょう。



【家を離れるときは、表示をしよう】

避難所に入ったり、地域外に一時避難するときは、家の前に行き先や連絡先を表示しておきましょう。



【家族は大丈夫か】

けが人が出た場合は、自力や隣近所の人助けを得て病院へ向かうことを考えましょう。

【くつ・スリッパをはき室内のガラスに注意】

家の内外は、割れたガラスなどで危険です。絶対に裸足では歩き回らないようにし、必ずスリッパなどを履いてください。



【津波から避難】

海岸や河川近くなど、津波の浸水予測地域にいる人は、できるだけ早く津波避難ビルなど鉄筋コンクリート造の3階以上に避難しましょう。

【集合住宅では】

ドアや窓を開けて非常口を確保しましょう。避難にエレベーターは絶対に使わないようにしましょう。火災のときは、炎や煙に巻き込まれないように低い姿勢で、階段を使って避難しましょう。



【車で逃げるな】

渋滞により避難が遅れる場合があることや、緊急車両が通行するための道路を空けておくためにも原則として車での避難はやめましょう。



【公衆電話を使う】

家庭の電話がかからなくても、公衆電話が使える場合があります。



3 風水害に対する備え

(1) 事前の備え

- ・水害ハザードマップで、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのか把握しましょう。
- ・周りより低い場所など、危険な箇所を把握しましょう。
- ・避難場所や避難ルートを確かめましょう。
- ・側溝や排水溝などにごみや落ち葉が溜まっていないかなど、家の周りの点検をしましょう。
- ・浸水のおそれがある地域や低い土地に住んでいる方は、土のうなどの準備をしておきましょう。

(2) 気象情報に注意する

テレビやラジオ、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報や区役所・消防署からの情報に注意しましょう。

降雨情報 (大阪市ホームページ)
<http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb/>
市内の雨の量などをご確認いただけます。



(3) むやみに外出しない

台風が接近しているときや豪雨のときは、外出しないようにしましょう。やむを得ず外出する際は、気象情報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。特に堤防・海辺・河川への見物は事故のもとです。

風が強いときの注意点

● 路上にいるとき

強風で瓦や看板が飛んだり、街路樹などが倒れたりします。無理して歩かず近くの頑丈な建物に避難しましょう。

● 屋内にいるとき

風圧や飛来物で窓ガラスが割れ、破片が吹き込む危険があります。風が強いうちは窓に近づかないようにしましょう。

● 海辺にいるとき

海への転落や高波に巻き込まれる危険があります。また、高潮のおそれがあるので、速やかに海辺から離れましょう。



大雨のときの注意点

●川边にいるとき

上流の豪雨により、川が急に増水する危険があります。川などに近づかないようにしましょう。避難情報が出れば、速やかに建物の3階以上へ避難しましょう。なお、強風や豪雨の時には、防災スピーカーからの避難情報が聞こえないこともあるので、十分に注意しましょう。

●車を運転しているとき

視界が悪く、ハンドル操作やブレーキがきかなくなることもありますので、運転は控えましょう。また、アンダーパスなど道路冠水のおそれがある場所を通らないようにしましょう。

●路上にいるとき

浸水してきたら、近くの建物の3階以上へ避難しましょう。その際は、なるべく階段を使って上の階へ行きましょう。また、水路・側溝は水量が増して危険ですので、近づかないようにしましょう。

★雷から身を守るには

雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。

雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。

グラウンドやゴルフ場、屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難してください。

鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。また、木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れれば更に安全です。



(国土交通省気象庁ホームページより引用)

(4) 避難情報の理解と自宅浸水想定の確認

大和川氾濫等の水害の際に、気象庁及び大阪市(※)から5段階の警戒レベルを発令します。平野区の水害ハザードマップで自宅の浸水想定を確認しましょう。

※警戒レベル1、2：気象庁が発令 警戒レベル3～5：大阪市が発令

お住まいの地域に避難情報が発令された場合には、迅速で正しい避難行動がとれるよう、避難情報について正しく理解するとともに、日頃から備えをしておきましょう。

●大阪市からの避難情報について

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。

発令時の状況	警戒レベル3 高齢者等避難開始	警戒レベル4 全員避難	警戒レベル5 緊急安全確保
	◆人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ◆前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況	◆既に災害が発生又は切迫している状況
皆さんに していただく 行動	◆避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	◆危険な場所から全員避難※する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難する。 <small>※避難先は、公的な避難場所に限りません。近くの家族や親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておいてください。</small>	◆命を守るための最善の行動をとる

5段階の警戒レベル

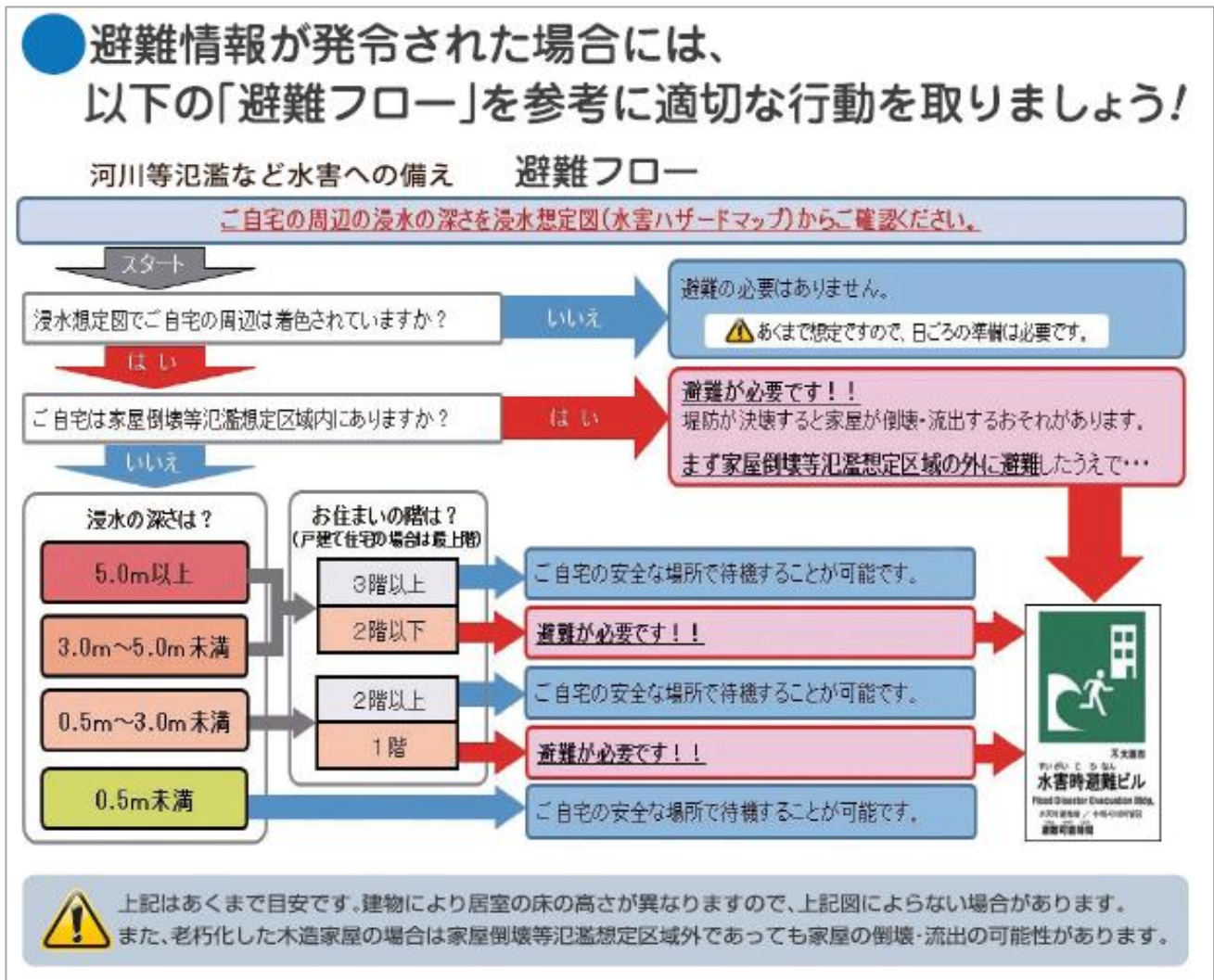
警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	情報発信源	
警戒レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	市町が発令	
~~~~~ < 警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！ > ~~~~~				
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から <b>全員</b> 避難		
警戒レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から <b>高齢者等</b> 避難	気象台が発令	
警戒レベル 2	大雨・洪水・高潮注意報	避難に備え、ハザードマップなどにより、 <b>自らの避難行動を確認</b>		
警戒レベル 1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 <b>災害への心構えを高める</b>		

※「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されました。

### 防災気象情報における相当情報について

国土交通省、気象庁、都道府県が発表する防災気象情報のうち、住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報を「警戒レベル相当情報」として発表することにより、住民の主体的な行動を促します。

※ただし、「警戒レベル相当情報」が発表されたとしても必ずしも同じタイミングで市町村より同じレベルの避難情報が発令されるとは限りません。避難行動をとる際は、市町村からの避難情報にご注意ください。



### (5) 避難が必要な場合は早めの避難を心がけましょう

- ・「まだ大丈夫」「自分だけは大丈夫」と思い込まず、早めに避難することが命を守るポイントです。
- ・大阪市から避難情報が出れば、ただちに必要な避難行動をとってください。

#### ～風水害時に避難するときは～

##### ① 動きやすく安全な服装で避難

ヘルメットや防災頭巾などで風で飛ばされてくるものから頭を保護し、滑りにくい靴を履きましょう。裸足や長靴は危険です。荷物は最小限に、両手がふさがらないようにしましょう。

## ② 浸水している状況では近くの高い建物に避難

既に浸水しているなかの避難は非常に危険です。真っ暗闇ですでに浸水している場合など、避難所へ行くのが困難な場合は、近くの3階以上の建物に一時避難しましょう。

## ③ やむを得ず浸水のなかを避難するときの注意点

### ● 足元に注意

水面下にはふたの外れたマンホールや側溝などの危険な場所があります。長い棒などを杖代わりにして足元の安全を確認しながら歩きましょう。

### ● 深さに注意

歩行可能な水の深さは、男性で70cm、女性で50cmが目安です。ただし、くるぶし程度の浸水でも、流れが激しい場合は歩行せず高いところで救援を待ちましょう。

### ● 一人で行動しない

隣近所に声をかけて集団で避難しましょう。

はぐれないように体の一部をロープで結ぶとよいでしょう。

### ● 子どもや高齢者などへの配慮

高齢者や病人などは背負い、子どもには浮き輪をつけて安全を確保しましょう。



## 4 避難の考え方

災害が発生し、自宅で安全確保ができない場合は、早急に避難する必要があります。

落ち着いて避難するためにも、避難するタイミング、避難場所などをあらかじめ確認しておく必要があります。

避難とは「難」を「避」けることであり、避難所に行くことだけではなく、自宅内で安全確保が可能な方は避難所に行く必要はありません。風水害時などは外に出ることがかえって危険な場合もあります。また、避難所は快適に生活を送ることができる場所ではなく、原則、自宅が被災し生活できない方が生活する場所です。

あらかじめ、在宅避難や知人宅への避難も検討しましょう。

また、避難する際には、高齢者や障がいのある方などの要配慮者の保護も念頭に置き、近所の要配慮者にも声をかけて避難するなど、近隣の住民同士で協力し合うことが重要です。

### (1) 在宅避難

水害ハザードマップなどで、居住地が浸水のリスクのある地域かどうかご確認いただき、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅のより安全な場所に避難しましょう。

### (2) 親戚・知人宅へ避難

浸水想定 of 区域外や安全な場所に親戚や知人がいる場合は、普段の生活に近い暮らしができる避難場所がないか検討してみましょう。

### (3) 避難所等へ避難

在宅避難が危険な場合や安全な親戚・知人宅への避難ができない場合は、躊躇することなく最寄りの災害時避難所や水害時避難ビルに避難してください。

※開設する避難所については、区ホームページやX（旧ツイッター）などでお知らせします。

▶ 平野区では小中学校等 40 か所を災害時避難所として指定しています。

【参考資料編】災害時避難場所一覧・一時避難場所一覧・水害時避難ビル一覧参照

## 第6章 共助

### 共助とは…地域の皆さんで助け合うこと

災害発生時の対応や被害の大きさは、日頃からいかに地域住民や学校、企業が協力し合い、準備を行っていたかによって変わってきます。いざというときに組織の力を発揮できるよう、平常時においても、みんなで連携しあいながら防災活動に取り組みましょう。

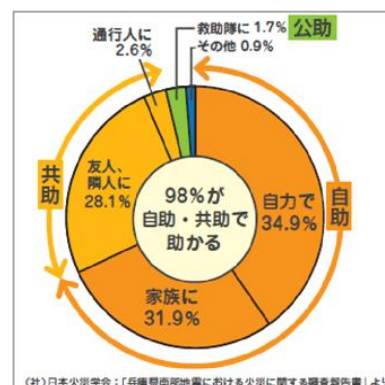
#### (1) 地域・隣近所の支え合い、助け合い

大規模な災害では、火災や道路の寸断などの被害が広範囲に発生するため、消防、警察、自衛隊、行政などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。

そんなときに力を発揮するのが、「地域の協力体制」です。地震による大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかになっています。

阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の約 98%が自助と共助で助けられ、その後の復興にも地域住民の助け合いが大きな力を発揮しました。

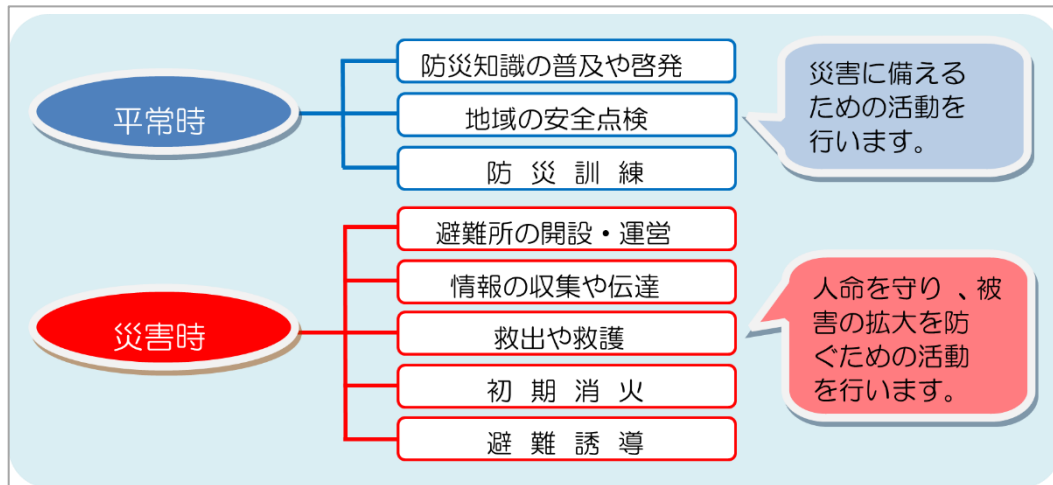
災害発生時には、まず自分や家族の安全確認をし、次に隣近所の安否確認や救出活動など、隣近所で支え合い、助け合いましょう。



#### ① 自主防災組織

自主防災組織とは、防災という共通の目的をもって活動する地域の皆さんの集まりをいい、平野区では地域振興会や地域活動協議会等が自主防災組織として活動しています。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで積極的に地域活動に参加し、災害に強いまちづくりを進め、「地域防災力」を向上させましょう。

地域振興会や地域活動協議会が中心となって、平常時には防災知識の普及のための学習会の開催や各種訓練の実施、災害時には初期消火、救出、救護、避難誘導、避難行動要支援者への支援などの活動を行いましょう。



## ② 地域防災リーダー

大阪市では地域の自主防災活動の中核となり、災害時に率先して隣接住民を初期消火や救出救護活動に導き、平常時には地域の人たちと防災知識の習得や防災訓練に取り組む「地域防災リーダー」が組織化されています。平野区では多くの地域防災リーダーが活躍しています。区役所では定期的に消防署と連携して防災リーダー研修会を実施しています。

## (2) 地域の防災活動

いざというときに地域の力が発揮できるよう、地域の皆様に協力して防災活動に取り組みます。

### ① 防災知識の普及

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

### ② 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

### ③ 備蓄物資・防災資器材・無線機の整備

備蓄物資はもちろん、防災資器材や無線機は災害発生時に活躍します。平野区では、災害時避難所等に救助用資器材（バール、ジャッキ、ノコギリなど）を配備するとともに、各地域に無線機（防災行政無線、デジタル簡易無線）を配備しています。日頃からの点検や使用方法を確認しておくことが大切です。

### ④ 防災訓練

防災訓練は、いざというときに的確な対応をとるために欠かせないものです。地域の人たちの参加を積極的に呼びかけ、地域一丸となって訓練を行います。

### ⑤ 地域の防災計画づくり（地区防災計画）

地域の特性に応じた自主防災の役割や、具体的な避難の方法などを「地区防災計画」として作成します。

自主防災組織等が中心となって、組織体制や地域の実情に応じた防災訓練の実施など、地域の自発的な「共助」による防災活動を地域ごとの防災計画として定めます。

### (3) 要配慮者への心配り

高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援が必要な方を地域住民の助け合いによって救助することが重要です。

要支援者が必要とする支援は、移動の介助や情報の提供、避難所での配慮など様々です。

一方、支援を要する人も、得意な分野で他の人を支援できる場合もあります。それぞれの個人のできることをわかりあい、非常時に支え合える関係づくりが大切です。

いざという時の避難やその方法などについて、日頃から隣近所でお互いに確認しておきましょう。



#### ① 要配慮者の心構え

災害時に身の安全を確保し、被害を最小限にするためにも、自分でできる災害への備えに努める。

- ◇ 災害が起こるとどんな危険があるのか、どう行動したらよいのかを日頃から考えておく。
- ◇ 「非常持ち出し品」として、必要な薬や医療器具、生活用品とともに避難行動要支援者は「避難支援カード」を準備しておく。
- ◇ 隣近所等、身近な人たちと日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係をつくっておく。

#### ② 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人でその円滑迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人）の避難支援は、所在や状況を日頃から把握しておくことが大切です。把握する場合は、その目的や取り扱いについて本人の了解を得ましょう。



## 避難支援プランを作しましょう

誰がどのようにして避難をお手伝いするか、個々の避難行動要支援者と話し合って内容をまとめてお互いに持っておきましょう。

一人の方に対して複数の住民で支援するよう具体的な救援体制を決めておきます。避難するときは、隣近所で助け合いながらしっかり誘導しましょう。

あなたの支援プラン（ひとりで避難することに不安のある方用）			
名前		住所	
		電話 FAX	
●支援の必要な理由（要介護度、障がい者手帳の等級および具体的な症状）			
●災害時の避難方法			
支援者	名前	住所	電話 FAX
	名前	住所	電話 FAX
●かかりつけ医療機関			
●かかりつけ以外であなたの病状などに対応できる医療機関			
同居家族	名前	続柄	名前 続柄
	名前	続柄	名前 続柄
緊急時の連絡先	名前	続柄 住所	電話
	名前	続柄 住所	電話
●災害時に支援してくださる方へ写しを渡しておきましょう。			



## 平常時からの災害予防支援

ひとり暮らしの要配慮者の方などは、地震に備えた家具の固定などできない場合がありますので、地域の皆さんで協力しましょう。

## 日頃から積極的なコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズにするためには、要配慮者の方とのコミュニケーションを日頃から図っておくことが大切です。

## （4）避難所生活

避難所では、多くの人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、決められたルールはみんなで守り、「自分たちのことは自分たちで」を基本に、お互いに協力し合い、譲り合うことが大切です。

### ① 避難所の鍵の管理

いざというときに速やかに避難所を開錠するため、避難所となる学校の門、体育館や校舎の鍵は学校施設管理者と区役所、地域（近隣の町会長等）により、複数人で管理されています。地域の防災訓練等で鍵の位置や開錠方法について確認しておく必要があります。

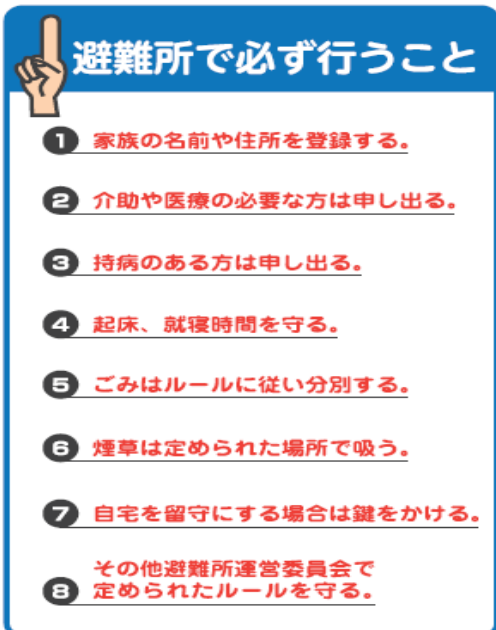
### ② 受入人数

受入人数の基本的なスペースは、就寝可能な広さとして一人あたり 1.62 m²（畳1畳程度）ですが、避難者数によりこの広さを確保できないこともあります。

### ③ 地域の避難所運営

災害時に自主防災組織や地域住民等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、避難所における地域役員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や運営方法を明確にしておきます。

また、避難所では様々な方が共同生活を送ります。避難所の運営にあたっては、避難者の多様性やニーズの違いに配慮し、高齢者や障がいのある方、外国人等の要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みましょう。



**避難所で必ず行うこと**

- 1 家族の名前や住所を登録する。
- 2 介助や医療の必要な方は申し出る。
- 3 持病のある方は申し出る。
- 4 起床、就寝時間を守る。
- 5 ごみはルールに従い分別する。
- 6 煙草は定められた場所で吸う。
- 7 自宅を留守にする場合は鍵をかける。
- 8 その他避難所運営委員会で定められたルールを守る。

### ④ 津波による他区からの避難者の受入れ

南海トラフ巨大地震などの海溝型地震が発生した場合でも、平野区には津波の被害は想定されていませんが、津波の大きさによっては浸水した沿岸部の地域から多くの避難者が避難してくる可能性があります。

そのような状況が想定されることを十分理解し、他区からの避難者とも協力して避難所運営が円滑かつ安全に行われるように努めましょう。

## ● 避難生活の心得

### 周りの方への心配りをしましょう

みんな、つらい思いをしています。お互いを思いやり、困っている人がいたら助けるなど、協力し合いましょう。



### 水が出ない

断水が生じた場合は、飲料水が災害時避難所で配られます。また、応急給水の拠点も開設されます。水を運ぶためのポリタンクやバケツを準備しておきましょう。運ぶことが困難な人もいますので協力しましょう。



### 食べ物は

災害用のアルファ米や乾パン、流通事業者からの弁当・パンなどが災害時避難所で配られます。避難所で生活していない場合も食料が必要な場合は、取りに行きましょう。取りに行くのが困難な人たちもいますので助け合いましょう。

### 生活関連物資

毛布などの生活必需品は、住家に被害を受けて日常生活が困難になった人に災害時避難所で支給されます。避難所で生活していない場合も必要に応じて取りに行きましょう。

### 生活のルールや役割分担を決めましょう

地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めましょう。



### ペットも家族

ペットも大事な家族の一員です。「非常持出品」の中にペット用品も用意しておき、ルールに従い周りの人に迷惑をかけるないように心がけましょう。



### 病気やケガをしたときは

避難所などに、救護所が設置されます。病気やケガをしたときは、救護所を利用しましょう。

#### <救護所の役割>

傷病に対する応急手当  
近隣の医療施設との連携など

### 食中毒や感染症を防ぐ

災害後は衛生環境が悪化し、食中毒や感染症が発生しやすい状況になります。配られた食料はできるだけ早く食べましょう。食事をするときや調理をするときは手洗いを十分に行いましょう。また、断水の場合は、消毒液などを利用して手をきれいしましょう。

### 生活のルールや役割を守りましょう

避難所運営委員会で決めたルールや役割をみんなで守り、「自分たちのことは自分たちで」を基本に協力して生活しましょう。



### こころのケアが大切

災害の被害や避難所生活などで誰もがこころにダメージを受けストレスを抱えます。規則正しい会話や食事などを心がけ、日常生活を取り戻すことが心の傷を和らげます。不安な場合は救護所などで早めに相談しましょう。



### 多様なニーズへの配慮を

高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮しましょう。また、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮が必要です。

## (5) 事業者の取組み

地域の防災力を一層強化するためには、区民や自主防災組織だけではなく、地域の構成員として地域に所在する事業者の協力が不可欠です。

事業所等の安全確保や災害時の事業継続はもとより、日頃から地域の防災訓練等への参加や、災害時における資器材や役務等の提供体制の整備など、区民や自主防災組織等と連携して自主防災活動に取り組むことが必要です。また、各々の事業所における防災マニュアルや事業継続計画（BCP）を作成して、日頃から備えておきましょう。

### ① 事業所の立地条件と災害予測

事業所のある場所（周囲の環境）によって、予測しないとイケない災害も異なります。事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておきます。

### ② 災害時の体制整備

事業所の規模や形態に応じた防災体制を整備します。

#### ◇ 災害対応を適切に行うための災害時の役割分担の決定【役割分担表】

- ・従業員の安否確認・救助の体制整備
- ・客、利用者の安全確保【方法の検討と手順等の作成】

#### ◇ 防災連絡体制の整備

- ・従業員の招集が速やかに行えるよう携帯電話のメール一斉配信の方法などで防災連絡体制を整備

#### ◇ 緊急連絡先の確保【緊急連絡先一覧表】

- ・緊急事態発生時に、防災関係機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう連絡先一覧表を作成

#### ◇ 職場と従業員の連絡手段（電話・メール不通時）の確認

### ③ 情報の収集と整理

気象・災害情報や交通情報等、必要な情報の入手方法を把握しておきます。

### ④ 避難対策

事業所施設が被災した場合、または、被災するおそれがある場合、どこへ避難するのか、災害の種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を検討します。

#### ◇ 施設内の避難場所は、予測される災害に応じて決めておく。

#### ◇ 施設外に避難する場合の避難場所や避難経路については、複数設定し、選択できるようにしておく。

#### ◇ 設定した避難経路を実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておく。

#### ◇ 組織としての避難時の非常持ち出し品の準備をしておく。

### ⑤ 従業員や利用者が待機できる備えと安全対策

施設建物、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとします。

- ◇建物の耐震化
  - ◇棚・備品の固定など建物内の安全確保
  - ◇二次被害の防止
  - ◇水・食料品などの備蓄
- ⑥ 従業員への防災教育と訓練
- 従業員の防災・減災に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応をとることができるよう、災害の基礎知識や平常時、災害時にとるべき行動等を内容とする防災教育を実施し、併せて、定期的な防災訓練を実施します。
- ◇様々な災害の状況を想定した定期的な訓練の実施
  - ◇訓練結果を踏まえた、マニュアル等の検証と改善
- ⑦ 地域住民や近隣企業などと連携した防災活動
- (安否確認、救助、避難の際の助け合い、事業所施設への住民受入れなど)
- ◇近隣企業、他のテナントなどとの連携体制の整備
  - ◇事業所における地域と連携した防災活動の実施
  - ◇地域の自主防災活動への参加・連携

## 第7章 公助

### 公助とは…国や市役所など行政による支援

平野区役所では、地域防災力の向上をめざし、災害時に備えた、個人、地域、事業者等の自助・共助の取組みへの支援や啓発を行います。併せて、災害発生時の初期初動をはじめとする災害対応力の強化を図り、速やかに住民の救助・救援を実行できる体制の充実に努めます。

### 1 地域防災力の強化

#### (1) 自主防災活動の促進・支援

地域振興会や地域活動協議会を中心とした地域の自主防災組織が取り組む、災害に備えるための活動を支援します。

- ◇ 地域で実施される防災ワークショップ等への支援
- ◇ 地区防災計画などの計画（マニュアル）づくりにかかる支援
- ◇ 地域防災訓練への支援

#### (2) 地域防災リーダーの育成

地域における防災機能を強化し活性化させるために地域防災活動の中心となる地域防災リーダーの育成するため、消防署と連携して研修や実技訓練を行うとともに、災害時に効果的かつ実践的な活動ができるよう活動の基盤づくりに取り組みます。

#### (3) 避難行動要支援者等への支援

##### ① 避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供

非常時に自分や家族だけでは避難が困難な方の名簿を作成し、同意を得られた方の名簿について、避難支援に活用するため地域の自主防災組織等へ提供を行います。

##### ② 地域見守り支援体制の形成の支援

地域における避難行動要支援者（災害時要援護者）の安否確認や避難支援等を行う支援体制の形成に向けた取組みに対する支援を行います。

##### ③ 福祉施設と協定締結（福祉避難所）

福祉施設と要配慮者の災害時の二次避難施設（福祉避難所）としての受入れ及び、支援体制を確立する協定締結を行い、避難生活において特別な配慮を要する方々の避難生活場所を確保します。

#### (4) 無線機の配備と定期的な通信訓練の実施

ライフラインが途絶えた際にも的確な情報の交換ができるよう、各地域にデジタル MCA 無線機を配備するとともに、いざというときに備えて無線機の取り扱い

に  
困らないよう、区役所との定期的な通信訓練を実施し、情報連絡方法の習熟を図ります。

#### (5) 事業所や関係機関等との連携促進

災害時における資器材や役務等の提供に協力いただける事業者等の活用を図るとともに、事業者の自主防災組織等との連携支援や地域防災に関する取組みを行う機関等との連携を促進し、地域防災力の向上に努めます。

「平野区防災協力企業・店舗等登録制度」への登録を募集しています！

平野区防災協力企業・店舗等登録制度は、地震や風水害等の災害時に地域貢献を行う意思のある企業・店舗・事業所に登録していただき、地域の災害応急対策や復興活動に協力していただく制度です。登録していただいた企業・店舗が迅速な対応や物資、技術を提供することは、地域防災力の向上に貢献することになります。平常時からの防災活動を通じて地域との信頼関係を築き、共助の精神でともに助け合いましょう。ご登録をお待ちしています。

## 2 避難・安全対策

### (1) 避難所・避難場所の確保

#### ① 災害時避難所（区内 40 か所）

宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。平野区では、小・中学校、高校、支援学校、地域の集会所を指定しています。

#### ② 一時避難場所（区内 108 か所）

一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など。

※洪水時の避難はできません

#### ③ 広域避難場所（区内 2 か所）

大規模火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など。

#### ④ 水害時避難ビル（区内 163 か所）

河川氾濫等の水害から身を守るためには少しでも早く「高い」



場所に避難する必要があります。水害から避難できる高さ・耐震を有するビルを「水害時避難ビル」として指定しており、その確保に努めます。

#### ⑤ 福祉避難所・緊急入所施設（区内 10 か所）

災害発生時に災害時避難所で生活することができない要配慮者（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・病弱者等）が避難を余儀なくされた場合、専門的な対応が可能な社会福祉施設等に協力を呼びかけ、施設の一部を福祉避難所等として提供いただけるよう協定の締結を行っています。

##### ◇ 福祉避難所

災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。

##### ◇ 緊急入所施設

避難所や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応できる施設です。

※福祉避難所・緊急入所施設は、災害発生直後に開設されるのではなく、まず災害時避難所（学校等）を開設し避難者の状況を判断のうえ、必要があれば開設することになります。

※福祉避難所等の入所者や施設の安全確認、受入れに必要な人材の確保等、状況が整ってから開設することとなりますので、施設の被災状況等によっては開設できない場合もあります。

## （2）災害時避難所案内誘導板の整備

区内の電柱に最寄りの災害時避難所への方向・距離を記した、案内誘導板を設置し、区民だけでなく誰もが避難所の場所が分かるように整備しています。



## （3）避難生活環境の整備・要配慮者への避難支援

### ① 避難所における管理運営体制の確立

#### ◇ 災害時避難所の鍵の保管

※夜間や休日でも避難所施設の鍵が開錠できるよう、区役所と地域で避難所施設の鍵を保管します。

#### ◇ 備蓄物資・救助資器材の保管・整備

※避難所開設・運営に必要な物品を区役所及び各災害時避難所、北部サービスセンターの備蓄倉庫に保管します。水害時の浸水に備えて、備蓄倉庫を上階に確保するよう努めます。

また、配慮が必要な方や多様なニーズに応じて、様々な物資を備蓄するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症対策用物品も備蓄しています。

保存期限のある物品については、期限が切れる前に有効活用し、新しい物品を備蓄しています。

- ◇ 非常時の連絡体制の構築
  - ※夜間や休日に災害が発生した場合の避難所施設の管理者との連絡体制を構築します。
- ◇ 避難所・避難場所担当職員の選任
  - ※各災害時避難所及び広域避難場所に各3～5名の区役所担当職員を選任し、災害発生時に派遣できるよう訓練等を通じて体制を整えます。
- ② 避難行動要支援者への支援
  - ◇ 避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供
    - 非常時に自分や家族だけでは、避難が困難な方の名簿を作成し、同意を得られた方の名簿について、避難支援に活用するため地域の自主防災組織等へ提供を行います。
  - ◇ 地域見守り支援体制の形成の支援
    - 地域における避難行動要支援者（災害時要援護者）の安否確認や避難支援等を行う支援体制の形成に向けた取組みに対する支援を行います。
  - ◇ 福祉施設と協定締結（福祉避難所）
    - 福祉施設と要配慮者の災害時の二次避難施設（福祉避難所）としての受入れ及び、支援体制を確立する協定締結を行い、避難生活において特別な配慮を要する方々の避難生活場所を確保します。

### 3 防災意識の醸成・知識の普及啓発

災害による被害を少しでも軽減するためには、各個人の防災に対する意識の向上といざというときの行動力が不可欠です。そのために区民等に対して、様々な方法で自助や共助をはじめとする自主防災意識を醸成し、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及啓発を図ります。

- ◇ 出前講座・防災イベント等による普及啓発
  - 家具転倒防止対策や在宅避難に関する講座、区民まつり、各地域のイベント等で啓発活動を実施します。
- ◇ 印刷物の配布による普及啓発
  - ・平野区防災マップ
  - ・家具転倒等防止対策リーフレット
  - ・水害ハザードマップ
  - ・その他、防災に関するイベントや耐震等に関するチラシ等
  - ・市民防災マニュアル
- ◇ SNSや区ホームページでの防災情報の発信
- ◇ 各学校での防災学習や訓練への支援・参加
  - 地域防災力を高め、それを次世代へ継承するため、また、発災時に防災活動の担い手となってもらえるよう、区内の各学校において防災訓練や出前講座を実施

します。訓練においては、地域防災リーダーに指導していただくなど、地域の自主防災組織と連携をしながら取り組んでいます。

## 第8章 避難情報

### 1 河川に関する情報

#### (1) 河川に関する情報

##### ①洪水予報河川

- 国土交通大臣が指定する洪水予報河川（水防法第10条）
- 都道府県知事が指定する洪水予報河川（水防法第11条）

##### ②洪水予報

- 洪水予報の発表基準
- 観測基準点と水位

#### (2) 避難指示等の発令基準と対象区域

##### ①避難指示等の発令基準

- 大和川
- 平野川・寝屋川

##### ②避難指示等の対象区域

- 大和川
- 平野川・寝屋川

### 2 災害時における区役所の体制

#### (1) 設置基準

種別	地震・津波	風水害等
平野区災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・本市域に震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき</li> <li>・府域に大津波警報が発表されたとき</li> <li>・本市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき</li> <li>※府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他区長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき</li> <li>・避難情報を発令したとき</li> <li>・本市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき</li> <li>・その他区長が必要と認めたとき</li> </ul>
平野区災害対策警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき。</li> <li>・本市域に震度4（気象庁発表）を観測したとき</li> <li>・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき</li> <li>・その他区長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき。</li> <li>・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき</li> <li>・避難情報を発令するおそれがあるとき</li> <li>・その他区長が必要と認めたとき</li> </ul>
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域に津波注意報が発表されたとき</li> </ul> <p>※平野区は津波避難対象外であるが、活動状況により変更あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他区長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき</li> <li>・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき</li> <li>・その他区長が必要と認めたとき</li> </ul>

## （２）区災害対策本部の組織

### ①組織

- ・区（警戒）本部の事務を分掌させるため、区（警戒）本部に班及び隊を置く。
- ・班及び隊の名称及び分掌事務については「③班名称及び各班の役割」のとおりとする。
- ・区警戒本部の分掌事務については、「③班名称及び各班の役割」のうち必要なものとする。
- ・区（警戒）本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区（警戒）本部の組織に加えることができる。

②区本部長等の職務

区（警戒） 本部長	区長	市（警戒）本部長の命を受け、区（警戒）本部の事務を総括し、区（警戒）本部の職員を指揮監督する。また、区内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。
区（警戒） 本部長の「代行者」	総務課長	迅速な意思決定を行うため、臨時的に本部長の権限を行使する。
区（警戒） 副本部長	副区長 総務課長	区（警戒）本部長を補佐し、区（警戒）本部長に事故あるときはその職務を代理する。
緊急区本部員	指名された 区職員 (19名)	勤務時間外に本市域で震度5弱以上の地震が発生した場合及び府域に大津波警報が発表された場合並びに風水害以外の災害（事故災害）が発生した場合の初期段階において区（警戒）本部の運用を行い、区（警戒）本部長等を補佐する。
直近参集者	指名された 市職員	勤務時間外に本市域内で震度5強以上の地震が発生した場合及び府域に大津波警報・津波警報が発表された場合の初期段階において区（警戒）本部の運用を行い、区（警戒）本部長等を補佐する。
協力参集者	指名された 市職員	勤務時間外に本市域内で震度5強以上の地震が発生した場合及び府域に大津波警報・津波警報が発表された場合の初期段階において区（警戒）本部の運用を行い、区（警戒）本部長等を補佐する。

③班名称及び各班の役割

班名称	役割
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の連絡統制に関すること</li> <li>2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること</li> <li>3 市災害対策本部との連絡に関すること</li> <li>4 予算経理に関すること</li> <li>5 情報の収集、伝達及び広報に関すること</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 義援金品の受付、並びに保管に関する事</li> <li>7 災害記録に関する事</li> <li>8 ボランティアの調整に関する事</li> <li>9 罹災証明書その他の被災証明書の発行に関する事</li> <li>10 他の班の所管に属しない事</li> </ul>
計画調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の調査に関する事</li> <li>2 救援要請のための受入計画に関する事</li> <li>3 救援物資の調達保管及び配給に関する事</li> </ul>
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関する事</li> <li>2 防疫・保健衛生に関する事</li> <li>3 区医師会等との連絡調整に関する事</li> <li>4 遺体安置に関する事</li> </ul>
避難受入班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難施設に関する事</li> <li>2 避難者の誘導に関する事</li> <li>3 避難所の受入状況の把握に関する事</li> </ul>
消防班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防に関する事</li> <li>2 被災者の救急・救助に関する事</li> </ul>
協力隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 赤十字奉仕団（地域振興会）、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関する事</li> </ul>
教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校園等との連絡調整に関する事</li> </ul>

### (3) 動員体制

種別	人員	災害状況
1号動員	全職員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき
2号動員	区長 並びに指定職員※	災害対策活動を実施する必要があるとき
3号動員	指定職員※	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき
4号動員	指定職員※	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき

※「指定職員」

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、区長が指定する

### (4) 自動参集基準

#### 【地震】

判断基準	判断種別	参集場所	本部等の設置
震度6弱以上 大津波警報	1号動員 直近参集者 協力参集者	平野区役所	災害対策本部※
震度5強	2号動員 直近参集者 協力参集者	平野区役所	災害対策本部※
津波警報※	他区への 直近参集者のみ	他区の 直近参集場所	—
震度5弱	2号動員 緊急区本部員	平野区役所	災害対策本部※
震度4	3号動員	平野区役所	災害対策警戒本部
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒、巨大 地震注意)	4号動員	平野区役所	情報連絡体制

※平野区は津波避難対象外であるが、北・都島・福島・此花・中央・西・港・大正・浪速・西淀川・淀川・旭・城東・鶴見・住之江・住吉区・西成の各区への直近参集者は対象。

市本部連絡員は、災害対策本部が設置された場合のみ、市本部連絡員室に常駐する。

## 【風水害】

判断基準	判断種別	災害想定規模	本部等の設置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域に強い台風（最大風速 30m/s 以上）が上陸あるいは接近するおそれがあるとき、または同等の事態が発生するおそれがあるとき</li> <li>・市域に特別警報が発表されたとき</li> <li>・河川氾濫が発生したときや切迫したとき</li> </ul>	1号動員	台風による河川氾濫が見込まれる場合や強い台風（最大風速 30m/s 以上）により小学校等に避難所または自主避難所を開設する場合等	災害対策本部 ※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報（警戒レベル 3 以上）を発令したとき</li> </ul>	2号動員	同上	災害対策本部 ※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき</li> <li>・避難情報を発令するおそれがあるとき</li> </ul>	3号動員	台風により区役所等の限定された場所に自主避難所を開設する場合等	災害対策警戒本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風時以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき</li> <li>・台風時以外で大雨・洪水警報が発表されたとき</li> </ul>	4号動員	情報連絡体制をとる必要がある場合等	情報連絡体制

### （5）区災害対策本部の機能強化

職員の災害対応能力の向上を図るため、職員に対する訓練や研修等を定期的実施します。特に、災害応急対策の中核を担う職員に対しては、より実践的な内容を盛り込んだ訓練や研修を実施し、災害発生時における初期初動体制の確保を図ります。

## 3 災害時の区役所の活動

### （1）広報活動（情報収集・発信・伝達）

災害が発生した時、事態にあわせて適切に動くためには、情報の収集や伝達が必要になります。

区役所では、迅速かつ確実な情報収集・発信・伝達を行うため、広報の方法を定めています。

① 広報手段

- ✓ 災害時避難所での情報提示
- ✓ 職員による直接伝達
- ✓ 同報系防災行政無線
- ✓ 平野区役所ホームページ・X
- ✓ 自主防災組織等による個別広報

② 広報内容

災害情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の発生状況</li> <li>② 津波に関する情報</li> <li>③ 応急対策の実施状況</li> <li>④ 避難指示の状況</li> <li>⑤ 市内の被害状況など</li> </ul>
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込</li> <li>② 食料・生活必需品の供給状況</li> <li>③ 道路交通状況</li> <li>④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況</li> <li>⑤ 医療機関の活動状況</li> </ul>
救援措置情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災証明書の発行情報</li> <li>② 相談窓口の開設状況</li> <li>③ 税・手数料等の減免措置の状況</li> <li>④ 救援救護資金等の融資情報など</li> </ul>

防災スピーカーのサイレン（警報音）パターン

市域に設置している防災スピーカーでは、緊急事態の種類ごとに定めたサイレン（警報音）パターンにより、警報や避難情報などの放送を行います。

緊急事態の種類	サイレン（警報音）パターン	とっていただく行動
・テロやゲリラなど武力攻撃に関する警報 ・弾道ミサイル攻撃に関する警報	サイレン14秒吹鳴	サイレンが聞こえたら屋内に入り、テレビやラジオをつけ詳しい状況を確認してください。
大津波警報	サイレン3秒吹鳴 2秒休止 サイレン3秒吹鳴 2秒休止 サイレン3秒吹鳴	サイレンが聞こえたら、海岸や河川から離れ、津波避難ビルなど頑丈な建物の3階以上に避難してください。
津波警報	サイレン5秒吹鳴 6秒休止 サイレン5秒吹鳴	すみやかに全員避難してください。
警戒レベル4	サイレン10秒吹鳴 10秒休止 サイレン10秒吹鳴 10秒休止 サイレン10秒吹鳴	指定された避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所や屋内の高いところにすみやかに避難してください。詳しくはNHKデータ放送や、大阪防災ネットなどを確認ください。
警戒レベル5	サイレン20秒吹鳴 10秒休止 サイレン20秒吹鳴 10秒休止 サイレン20秒吹鳴	直ちに近くの安全な場所や、屋内の高いところに避難するなど命を守る最善の行動をとってください。詳しくはNHKデータ放送や、大阪防災ネットなどを確認ください。
緊急地震速報 (震度5弱以上) ※1	緊急地震速報チャイム音	サイレンが聞こえたら、直ちに身を守る適切な行動をとりましょう。

## (2) 通信運用計画

### ①通信手段

#### ●携帯型デジタルMC A無線

区役所や災害時避難所（自主防災組織）、防災関係機関等※に配備しています。

※平野警察署・平野消防署・平野工営所・東南環境事業センター・

南部水道センター

#### ●簡易デジタル無線

災害時避難所に派遣する職員と区災害対策本部との通信手段として簡易デジタル無線機を配備しています。

## (3) 飲料水・食料・生活関連物資の供給計画

### ①応急給水

災害直後は、備蓄飲料水（水ボトル）を活用します。

水道局が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽の活用を図ります。

### ②食料の供給

応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用・既製食品・米穀の調達等により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部に食料調達を要請します。

また、区災害対策本部は、炊出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内またはその近隣の適当な場所を選定して実施します。

### ③生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、第一次的には災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用します。また、区災害対策本部は、必要がある場合に市災害対策本部に生活必需品等の調達を要請します。

## (4) 医療・救護計画

### ①救護所の設置

地震発生後、区災害対策本部は市災害対策本部と連携し、負傷者の発生状況・

医療機関の被害状況・医療業務の実施状況等に応じて救護所を設置します。

救護所を設置後、市本部（保健医療調整本部）に報告するとともに、区医師会及び区内医療機関等に、医療救護班の派遣を要請し調整します。

### ②医療関係機関との連携

区医師会や区内医療機関等と連携し、災害発生直後における迅速な医療救護体制の構築を図ります。

### ③医薬品等の確保

救護所で効果的な医療が受けられるように、十分な医薬品の確保のための整備をしています。

### ④保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師等を派遣します。保健師等は救護所または災害時避難所を巡回し、被災者の健康管理・栄養指導等を行います。診療や精神面での専門相談を要する場合などは、市本部（保健医療調整本部）と連携を取り、被災者が適切な支援を受けられるように調整します。

## （５）遺体仮収容（安置）の設置

遺体仮収容（安置）所の設置の必要が生じた場合、適切な場所に遺体仮収容（安置）所を設置します。遺体仮収容（安置）所を設置したら、警察と協力し遺体収容にあたります。その後、事前に協力依頼をしている行政監察医に連絡し出動を要請します。遺体の身元が判明し、かつ引取人がある場合は順次遺族に引き渡します。

遺体の処置については、一般社団法人大阪市規格葬儀協会など災害時の葬祭業務委託に関する協定を締結している団体等へ必要に応じて協力を要請します。

## （６）外国人住民への広報・広聴

災害多言語センターと連携し、被災状況や支援情報など必要な情報をやさしい日本語を使用した案内や説明を実施します。

## 4 避難所の開設基準

平野区では以下のとおり開設基準を定めています。

		地震対策	風水害対策	自主避難対応
開設基準	判断基準	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ※震度6弱未満でも地域の被害状況に応じて開設する場合があります	「警戒レベル3」高齢者等避難(※1) 「警戒レベル4」全員避難(※2) が発令された場合 ※内水氾濫が想定される場合、区役所と自主防災組織(地域役員・防災リーダー等)が協議し、開設する場合があります。	①強い台風が市域に上陸あるいは接近するおそれがあり、区内で相当程度の被害が生じることが見込まれる場合(※3) ②その他、区長が必要と認める場合
	開設対象場所	区内全避難所	区内全避難所	区内市立小学校、平野区役所
	開設対象数	41カ所(※4)	「警戒レベル3」23カ所(市立小学校)(※5) 「警戒レベル4」41カ所(※4)	大和川水位上昇時 11カ所(※6) <平野区役所含まず> 平野川水位上昇時 3カ所(※7) <平野区役所含まず>
	開設時期	地震発生後速やかに	警戒レベル3・4発令のおそれがあるとき (警戒レベル発令見込み時刻の2～3時間前)	暴風警報発表見込み時刻の2～3時間前
	運営主体	・自主防災組織(地域役員・防災リーダー等) ・区役所	・自主防災組織(地域役員・防災リーダー等) ・区役所	・区役所 ・自主防災組織(地域役員・防災リーダー等)

※1 大和川の水位(柏原観測所)が4.96mに到達し、さらに上昇する見込みとなったとき  
平野川の水位(剣橋観測所)が3.92mに到達し、さらに上昇する見込みとなったとき

※2 大和川の水位(柏原観測所)が5.54mに達したとき  
平野川の水位(剣橋観測所)が4.16mに達したとき

※3 台風接近前に大阪管区気象台が開催する台風説明会において、大阪府の予想最大風速(陸上)が30m/s以上となる場合を目安とする。

※4 各市立小学校(もと長吉六反小学校含む)を優先開設避難所とし、その他の避難所については、区役所と自主防災組織(地域役員・防災リーダー等)が協議の上、開設を判断する。

※5 もと長吉六反小学校含む

※6 大和川区域(瓜破、瓜破西、瓜破東、瓜破南、喜連、喜連西、喜連東、長吉川辺、長吉長原、長吉長原西、長吉長原東)対象の市立小学校

※7 平野川区域(「加美」:加美鞍作1、2丁目、加美正覚寺1、2、4丁目、加美西1丁目、「加美南部」:加美西2丁目、加美南1～4丁目、  
「平野」:平野市町、平野北2丁目、平野宮町2丁目)対象の市立小学校

### (1) 区役所

災害が発生した場合、区役所に災害対策本部を設置します。

区災害対策本部では市民への避難指示等の災害広報や、平野区全域の災害時避難所開設にかかる支援を行うほか、区内の被害状況を把握し各防災関係機関と連携して必要な救出救護、物資調達、復旧作業、被災者支援等を行います。

### (2) 消防署

大規模災害発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生しますが、大規模火災へと発展させないよう、火災の早期鎮圧を図るための火災防衛活動を最優先とし、並行して救助救急活動を実施します。津波発生時には、火災などに対応していない消防隊で迅速な避難広報活動を行います。

### (3) 警察署

- ・被災者の救出救助及び避難指示
- ・交通規制・管制
- ・遺体の検視（死体調査）などに関する措置
- ・犯罪の予防・取締り、その他治安の維持

### (4) 建設局工営所（道路管理者）

- ・施設の点検  
道路の被害状況や安全確認を行い、使用可能な緊急交通路を確保します。
- ・二次災害の防止（通行規制の実施）  
二次災害の防止等に向け、交通管理者と連携して被災箇所の通行止めや通行規制を行います。
- ・道路啓開の実施

### (5) クリアウォーターOSAKA株式会社（下水道関係）

下水道施設の被害は、震災後における復旧活動、市民生活の安定などに与える影響が大きいため、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と調整を図り、施設の速やかな復旧を図ります。

下水道施設の被災に起因する、二次災害の発生防止や、被害拡大の防止に努めるなど、市民生活の安全・安心を確保します。

市内事業所排水及び下水処理場流入・放流水の水質監視を行い、環境への負荷量削減に努めます。

## (6) 建設局公園事務所（公園管理者）

- ・公園施設及び街路樹の被害状況調査
- ・公園施設及び街路樹などの応急対策
- ・広域避難場所の管理

避難指示が出され、広域避難場所に市民を避難させる時には、区役所から派遣された職員が実施する広域避難場所開設に連携・協力を行います。

## (7) 環境局環境事業センター

- ・ごみ、がれきなどの処理

## (8) 水道局

広域避難場所、災害時避難所、近隣の都市公園などに、仮設水槽や仮設給水栓を設置して応急給水拠点を開設します。また、人工透析を行う病院等、連続的な水の供給が不可欠な重要施設には、必要量の水を緊急輸送する運搬応急給水を行います。

## (9) 区社会福祉協議会

- ・災害時における災害ボランティアセンターの開設・運営
- ・災害時要援護者に対する見守り活動の支援

## (10) 大和川右岸水防事務組合

- ・河川増水時の堤防や護岸の巡視及び災害発生危険性がある箇所への水防工法の実施

## (11) 防災協力企業

登録企業・店舗等（以下「企業等」という。）は、災害時において自らの企業等の安全が確保できた後、所在する地域などにおいて次の協力を行います。

- ① 保有施設の提供
- ② 資機材等に関する提供
- ③ 労務・技術の提供
- ④ 物資の無償提供または優先販売
- ⑤ その他、災害対策に必要な協力
- ⑥ 防災協力企業・店舗等一覧 掲載場所

[平野区役所ホームページ](#) [平野区防災協力企業・店舗等登録制度](#)

災害関係機関の連絡先（令和8年3月現在）

項目	連絡先	電話
停電など	関西電力送配電	0800-777-3081
ガス	大阪ガスお客様センター	0120-0-94817
ガス漏れ通報専用	大阪ガス	0120-0-19424
水道	水道局 お客様センター	06-6458-1132
下水道、土のうの貸出	平野管路管理センター	06-6705-0342
道路	建設局 平野工営所	06-6705-0102
ごみ	環境局 東南環境事業センター	06-6700-1750
街路樹・公園	長居公園事務所	06-6691-7200
事件・事故・交通整理	平野警察署	06-6769-1234
消防	平野消防署	06-6790-0119
罹災証明・被災証明	平野区役所 防災担当	06-4302-9734

## 6 学校と連携した取組み

---

### (1) 防災関連情報の共有

市・区・地区防災計画や自主防災組織の活動状況などの防災関連情報を共有します。

### (2) 地域とのつながり支援

地域の自主防災組織とのつながりや地域の防災訓練と学校の防災・減災教育（防災訓練）の連携を支援します。

### (3) 防災・減災教育（防災訓練）の支援

各学校の教育方針等に合わせ、各学校で自主的・自律的な防災・減災教育（防災訓練）が実施できるよう支援します。

### (4) 災害時避難所としての学校の役割

災害時避難所として開設された場合においては、区災害対策本部（避難所主任）・自主防災組織・学校長（教職員）が協力しながら避難所運営にあたる必要があることから、施設の鍵や避難場所としての使用範囲など施設面での課題や、避難所運営における役割分担など、あらかじめ課題整理を行い、災害時に円滑な避難所運営が行えるよう努めます。

また、区災害対策本部と学校園との間で道路冠水などの危険情報といった必要な情報の共有を行います。

## 参考資料編

- 1 大阪市防災・減災条例
- 2 災害時避難所一覧
- 3 一時避難場所一覧
- 4 水害時避難ビル一覧
- 5 平野区防災マップ
- 6 非常持ち出し品・非常用備蓄品チェックリスト
- 7 緊急連絡カード
- 8 わが家の防災マップ
- 9 避難所生活の心得